

|                 |                                                                             |  |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------|--|
| <h1>名古屋市公報</h1> | 令和元年 7月 3日 <span style="float:right">第 9号</span>                            |  |
|                 | 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号<br>発行所 名古屋市役所<br>電話〔052〕972-2246<br>編集兼 名古屋市総務局法制課長<br>発行人 |  |

| 目                                                                   | 次       | ページ |
|---------------------------------------------------------------------|---------|-----|
| <b>規 則</b>                                                          |         |     |
| ○ 名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則<br>(住都・建築指導課)                            | (第4号)   | 8   |
| ○ 地方公営企業法第39条第 2項の規定に基づき市長が定める職<br>に関する規則の一部を改正する規則 (総務・給与課)        | (第5号)   | 9   |
| ○ 名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則<br>(健福・総務課)                              | (第6号)   | 10  |
| ○ 名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則<br>の一部を改正する規則 (健福・総務課)                | (第7号)   | 19  |
| ○ 名古屋市都市公園条例施行細則の一部を改正する規則<br>(緑土・総務課)                              | (第8号)   | 21  |
| ○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則<br>(総務・行政改革推進室)                          | (第9号)   | 24  |
| ○ 土木事務所長委任規則の一部を改正する規則<br>(総務・行政改革推進室)                              | (第10号)  | 27  |
| ○ 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う名古屋<br>市規則で定める別表及び様式の整理に関する規則<br>(総務・法制課) | (第11号)  | 28  |
| ○ 名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則<br>(総務・法制課)                              | (第12号)  | 29  |
| <b>告 示</b>                                                          |         |     |
| ○ 指定障害福祉サービス事業者の指定について<br>(健福・障害者支援課)                               | (第129号) | 30  |
| ○ 指定一般相談支援事業者等の指定について<br>(健福・障害者支援課)                                | (第130号) | 34  |
| ○ 指定障害福祉サービス事業の廃止について<br>(健福・障害者支援課)                                | (第131号) | 36  |
| ○ 指定特定相談支援事業等の廃止について<br>(健福・障害者支援課)                                 | (第132号) | 38  |
| ○ 名古屋市旅館等指導要綱の一部を改正する要綱<br>(健福・環境薬務課)                               | (第133号) | 39  |
| ○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除<br>について (環境・地域環境対策課)                  | (第134号) | 40  |

|                                                     |              |         |    |
|-----------------------------------------------------|--------------|---------|----|
| ○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定について         | (環境・地域環境対策課) | (第135号) | 41 |
| ○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定について         | (環境・地域環境対策課) | (第136号) | 42 |
| ○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定について         | (環境・地域環境対策課) | (第137号) | 43 |
| ○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について | (環境・地域環境対策課) | (第138号) | 44 |
| ○ 開発行為に関する工事の完了                                     | (住都・開発指導課)   | (第139号) | 45 |
| ○ 道路に関する告示                                          | (緑土・道路利活用課)  | (第140号) | 47 |
| ○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について                      | (環境・地域環境対策課) | (第141号) | 49 |
| ○ 土壤汚染等対策指針の一部改正について                                | (環境・地域環境対策課) | (第142号) | 50 |

#### 達

|                           |              |       |    |
|---------------------------|--------------|-------|----|
| ○ 課の係及び分掌事務規程の一部改正        | (総務・行政改革推進室) | (第1号) | 51 |
| ○ 副市長以下代決規程の一部改正          | (総務・行政改革推進室) | (第2号) | 53 |
| ○ 契約事務等の手続に関する規程の一部改正     | (財政・契約監理課)   | (第3号) | 54 |
| ○ 名古屋市職員の職務発明等に関する規程の一部改正 | (市経・総務課)     | (第4号) | 55 |

#### 人 事 委 員 会 規 則

|                                                  |       |    |
|--------------------------------------------------|-------|----|
| ○ 外国の地方公共団体の機関等への職員の派遣に係る協議及び報告に関する規則等の一部を改正する規則 | (第1号) | 56 |
|--------------------------------------------------|-------|----|

#### 人 事 委 員 会 達

|                              |       |    |
|------------------------------|-------|----|
| ○ 名古屋市人事委員会情報あんしん条例施行規程の一部改正 | (第1号) | 58 |
|------------------------------|-------|----|

#### 消 防 局 告 示

|                                                                                                     |       |    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|----|
| ○ 火災予防実施規程の一部改正について                                                                                 | (第1号) | 63 |
| ○ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第36条第2項及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第56条第2項に規定する意見書の交付の申請手続の一部改正について | (第2号) | 64 |

#### 上 下 水 道 局 管 理 規 程

|                      |       |    |
|----------------------|-------|----|
| ○ 名古屋市上下水道局管理規程の一部改正 | (第2号) | 65 |
|----------------------|-------|----|

#### 交 通 局 告 示

|                               |       |    |
|-------------------------------|-------|----|
| ○ 夏特割ドニチエコきっぷの発売について          | (第2号) | 66 |
| ○ 参議院議員選挙の候補者に対する臨時定期券の発行について | (第3号) | 68 |

|                                           |           |     |
|-------------------------------------------|-----------|-----|
| <b>交 通 局 管 理 規 程</b>                      |           |     |
| ○ 名古屋市交通局公有財産規程の一部改正                      | (第3号)     | 71  |
| <b>病 院 局 管 理 規 程</b>                      |           |     |
| ○ 名古屋市病院局公印規程の一部改正                        | (第1号)     | 72  |
| ○ 名古屋市情報あんしん条例施行規程の一部改正                   | (第2号)     | 73  |
| ○ 名古屋市病院局聴聞規程の一部改正                        | (第3号)     | 74  |
| ○ 名古屋市病院局職員き章規程の一部改正                      | (第4号)     | 75  |
| ○ 名古屋市病院局職員証規程の一部改正                       | (第5号)     | 76  |
| ○ 名古屋市病院局職員の勤務時間及び休暇に関する規程の一部改正           | (第6号)     | 77  |
| ○ 名古屋市病院局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程の一部改正    | (第7号)     | 78  |
| ○ 名古屋市債権管理条例施行規程の一部改正                     | (第8号)     | 79  |
| ○ 名古屋市病院局会計規程の一部改正する                      | (第9号)     | 80  |
| ○ 名古屋市病院局職員の職務発明等に関する規程の一部改正              | (第10号)    | 81  |
| ○ 名古屋市病院局公有財産規程の一部改正                      | (第11号)    | 82  |
| ○ 名古屋市立緑市民病院の指定管理者の指定の手續等に関する規程の一部改正      | (第12号)    | 83  |
| ○ 名古屋市立東部医療センター病院処務規程の一部改正                | (第13号)    | 84  |
| <b>公 告</b>                                |           |     |
| ○ 令和元年度名古屋市職員第 2 類・免許資格職採用試験及び職務経験者採用試験公告 | (人事・任用課)  | 85  |
| ○ 令和元年度愛知県排水設備工事責任技術者試験等公告                | (上下水・営業課) | 118 |

## 規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則（第 4号）
  - 1 改正内容  
建築基準法（昭和25年法律第 201号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 3条、第 9条及び第12条関係）
  - 2 施行期日  
令和元年 6月25日から施行します。
  
- 地方公営企業法第39条第 2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則（第 5号）
  - 1 改正内容  
組織改正に伴い、規定の整理を行います。（本則関係）
  - 2 施行期日  
令和元年 7月 1日から施行します。
  
- 名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則（第 6号）
  - 1 改正内容
    - (1) 居宅介護サービス費等の額の特例等について規定を整備します。（第 19条及び第20条関係）
    - (2) 保険料の減免について規定を整備します。（第31条及び第32条関係）
    - (3) その他規定の整理を行います。（附則第 4条及び附則第 5条関係）
  - 2 施行期日  
令和元年 7月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行します。
  
- 名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（第 7号）
  - 1 改正内容  
入院に要する費用（以下「費用」といいます。）の基準を改めます。（

第 8条関係)

2 施行期日等

- (1) 令和元年 7月 1日から施行します。
- (2) この規則による改正後の名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定は、令和元年 7月分の費用から適用し、同年 6月分以前の費用については、なお従前の例によること等の経過措置を定めます。

○ 名古屋市都市公園条例施行細則の一部を改正する規則（第 8号）

1 改正内容

久屋大通公園及び瑞穂公園の管理に関する規定を整理します。（第22条、別表第 1及び別表第 2関係）

2 施行期日

令和元年 7月 1日から施行します。

○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則（第 9号）

1 改正内容

アジアパラ競技大会に係る企画調整等を行うための体制整備及び住宅都市局リニア関連都心開発部主幹（栄）の分担事項を見直すことに伴い、規定を整備します。（第 2条及び第 9条関係）

2 施行期日

令和元年 7月10日から施行します。ただし、一部の規定は、同月 1日から施行します。

○ 土木事務所長委任規則の一部を改正する規則（第10号）

1 改正内容

久屋大通公園（北部園地・中央園地、市長の定める公園施設及び市長の定める管理許可施設に限る。）に係る名古屋市都市公園条例第 4条第 1項第 1号から第 3号までに規定する行為の許可を市長名で行うことに伴い、規定を整備します。（本則関係）

## 2 施行期日

令和元年 7月 1日から施行します。

- 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う名古屋市規則で定める別表及び様式の整理に関する規則（第11号）

### 1 制定の趣旨

工業標準化法（昭和24年法律第 185号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。

## 2 施行期日

令和元年 7月 1日から施行します。

- 名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則（第12号）

### 1 改正内容

工業標準化法（昭和24年法律第 185号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第17条関係）

## 2 施行期日

令和元年 7月 1日から施行します。

---

## 達 の あ ら ま し

- 課の係及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第 1号）

### 1 改正内容

アジアパラ競技大会に係る企画調整等を行うための体制整備及び住宅都市局リニア関連都心開発部都心まちづくり課の分担事項を見直すことに伴い、規定を整備します。（第 1条関係）

## 2 施行期日

令和元年 7月10日から施行します。ただし、一部の規定は、同月 1日から施行します。

○ 副市長以下代決規程の一部を改正する規程（第 2号）

1 改正内容

住宅都市局所管課長が、久屋大通公園（北部園地・中央園地、市長の定める公園施設及び市長の定める管理許可施設に限る。）に係る名古屋市都市公園条例第 4条第 1項第 1号から第 3号までに規定する行為の許可を代決すること等に伴い、規定を整備します。（別表第 2関係）

2 施行期日

令和元年 7月 1日から施行します。

○ 契約事務等の手続に関する規程の一部を改正する規程（第 3号）

1 改正内容

工業標準化法（昭和24年法律第 185号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（様式関係）

2 施行期日

令和元年 7月 1日から施行します。

○ 名古屋市職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する規程（第 4号）

1 改正内容

工業標準化法（昭和24年法律第 185号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。

2 施行期日

令和元年 7月 1日から施行します。

名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 6 月 24 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 4 号

名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

名古屋市建築基準法等施行細則（平成12年名古屋市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「第87条の 2」を「第87条の 4」に、「次の各号」を「次」に改める。

第 9 条第 2 項第 1 号中「第87条の 2」を「第87条の 4」に改める。

第12条第 2 項中「第48条第15項ただし書」を「第48条第16項第 1 号」に改める。

附 則

この規則は、令和元年 6 月 25 日から施行する。



地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月26日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第5号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則（昭和40年名古屋市規則第91号）の一部を次のように改正する。

第6号中「リウマチセンター」を「リウマチ・骨粗鬆症センター」に改める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 6月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 6号

名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市介護保険条例施行細則（平成12年名古屋市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第19条第 1項の表中

「

|                                                                                                                                        |                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 主たる生計維持者の心身の重大な障害若しくは長期間の入院、事業若しくは業務の休廃止、事業における著しい損失、失業又は干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由（以下「収入減少理由」という。）により、主たる生計維持者の当該年（収入減少理由の生じ | 申請の日の属する月の翌月から 6月以内の期間 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|

た日の属する年（収入減少理由の生じた日が 1月から 3月までの間である場合にあっては、その前年）をいう。以下この表において同じ。）の所得について算定した地方税法（昭和25年法律第 226号）第 292条第 1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）の見込額（以下「当該年合計所得見込額」という。）が前年（当該年の前年をいう。）の所得について算定した合計所得金額（以下「前年合計所得金額」という。）に比し 2分の 1以下に減少し、又はその者の翌年（当該年の翌年をいう。）の所得について算定した合計所得金額の見込額（以下「翌年合計所得見込額」という。）が当該年合計所得見込額に比し 2分の 1以下に減少し、かつ、次の各号のいずれにも該当すること。

- (1) 居宅介護サービス費等の額の特例等の適用を受けようとする者の前年合計所得金額が 125万円以下であること。
- (2) 主たる生計維持者の前年合計所得金額が 159万円（主たる生計維持者が収入減少理由の生じた日において第 1号被

を

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>保険者であるときは 125万円) 以下であること。</p> <p>(3) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額が 100万円以下であること。</p> <p>ア 主たる生計維持者の当該年合計所得見込額が前年合計所得金額に比し 2分の 1 以下に減少する場合 (イに該当する場合を除く。)</p> <p>居宅介護サービス費等の額の特例等の適用を受けようとする者の属する世帯の世帯主及び世帯員 (以下この表において「全世帯員」という。) の当該年合計所得見込額の合算額</p> <p>イ 主たる生計維持者の翌年合計所得見込額が当該年合計所得見込額に比し 2分の 1 以下に減少する場合 全世帯員の翌年合計所得見込額の合算額</p> |  |
| <p>主たる生計維持者が死亡した場合であって、 2の項第 1号及び第 2号に該当し、かつ、全世帯員 (当該主たる生計維持者を除く。) の当該年合計所得見込額の合算額が 100万円以下であること。</p>                                                                                                                                                                                                                             |  |

」

「

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>主たる生計維持者の心身の重大な障害若しくは長期間の入院、事業若しくは業務の休廃止、事業における著しい損失、失業又は干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由（以下「収入減少理由」という。）により、主たる生計維持者の当該年（収入減少理由の生じた日の属する年（収入減少理由の生じた日が 1月から 3月までの間である場合にあっては、その前年）をいう。以下この表において同じ。）の所得について算定した地方税法（昭和25年法律第 226号）第 292条第 1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）の見込額（以下「当該年合計所得見込額」という。）が前年（当該年の前年をいう。）の所得について算定した合計所得金額（以下「前年合計所得金額」という。）に比し 2分の 1以下に減少し、又はその者の翌年（当該年の翌年をいう。以下この項及び第31条第 1項の表 2の項において同じ。）の所得について算定した合計所得金額の見込額（以下「翌年合計所得見込額」とい</p> | <p>申請の日の属する月の翌月から 6月以内の期間（左欄第 3号アに該当する場合にあっては翌年の 7月までの期間に限り、同号イに該当する場合にあっては翌々年（当該年の翌々年をいう。第31条第 1項の表において同じ。）の 7月までの期間に限る。）</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

う。)が当該年合計所得見込額に比し 2分の 1以下に減少し、かつ、次の各号のいずれにも該当すること。

(1) 居宅介護サービス費等の額の特例等の適用を受けようとする者の前年合計所得金額が 125万円以下であること。

(2) 主たる生計維持者の前年合計所得金額が 159万円（主たる生計維持者が収入減少理由の生じた日において第 1号被保険者であるときは 125万円）以下であること。

(3) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額が 100万円以下であること。

ア 主たる生計維持者の当該年合計所得見込額が前年合計所得金額に比し 2分の 1以下に減少する場合（イに該当する場合を除く。）

居宅介護サービス費等の額の特例等の適用を受けようとする者の属する世帯の世帯主及び世帯員（以下この表において「全世帯員」という。）の当該年合計所得見込額の合算額

イ 主たる生計維持者の翌年

に改める。

|                                                                                          |                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 合計所得見込額が当該年合計所得見込額に比し 2分の1以下に減少する場合 全世帯員の翌年合計所得見込額の合算額                                   |                                                                                                                                |
| 主たる生計維持者が死亡した場合であって、2の項第1号及び第2号に該当し、かつ、全世帯員（当該主たる生計維持者を除く。）の当該年合計所得見込額の合算額が100万円以下であること。 | 申請の日の属する月の翌月から6月以内の期間（翌年（主たる生計維持者が死亡した日の属する年（主たる生計維持者が死亡した日が1月から3月までの間である場合にあっては、その前年）の翌年をいう。第31条第1項の表3の項において同じ。）の7月までの期間に限る。） |

」

第20条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第31条第1項の表中

「

|                                                                                                                    |                                                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 収入減少理由により、主たる生計維持者の当該年合計所得見込額が前年合計所得金額に比し 2分の1以下に減少し、又はその者の翌年合計所得見込額が当該年合計所得見込額に比し 2分の1以下に減少し、かつ、次の各号のいずれにも該当すること。 | 申請の日の属する月から6月以内の期間における各納期に納付すべき保険料の額の2分の1に相当する額 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| <p>(1) 保険料の減免を受けようとする者の前年合計所得金額が 125万円以下であること。</p> <p>(2) 主たる生計維持者の前年合計所得金額が 159万円（主たる生計維持者が収入減少理由の生じた日において第 1号被保険者であるときは 125万円）以下であること。</p> <p>(3) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額が 100万円以下であること。</p> <p>ア 主たる生計維持者の当該年合計所得見込額が前年合計所得金額に比し 2分の 1以下に減少する場合（イに該当する場合を除く。） 保険料の減免を受けようとする者の属する世帯の世帯主及び世帯員（以下この表において「全世帯員」という。）の当該年合計所得見込額の合算額</p> <p>イ 主たる生計維持者の翌年合計所得見込額が当該年合計所得見込額に比し 2分の 1以下に減少する場合 全世帯員の翌年合計所得見込額の合算額</p> |          |
| <p>主たる生計維持者が死亡した場合にあって、 2の項第 1号及び第 2号に該当し、かつ、全世帯員（当該主たる生計維持者を除く。）の当該年合計所得見込額の合算額が 100万円以下であるこ</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | <p>を</p> |



|    |  |
|----|--|
| と。 |  |
|----|--|

」

「

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>収入減少理由により、主たる生計維持者の当該年合計所得見込額が前年合計所得金額に比し 2分の 1以下に減少し、又はその者の翌年合計所得見込額が当該年合計所得見込額に比し 2分の 1以下に減少し、かつ、次の各号のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 保険料の減免を受けようとする者の前年合計所得金額が 125万円以下であること。</p> <p>(2) 主たる生計維持者の前年合計所得金額が 159万円（主たる生計維持者が収入減少理由の生じた日において第 1号被保険者であるときは 125万円）以下であること。</p> <p>(3) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額が 100万円以下であること。</p> <p>ア 主たる生計維持者の当該年合計所得見込額が前年合計所得金額に比し 2分の 1以下に減少する場合（イに該当する場合を除く。） 保険料の減免を受けようとする者の属する世帯の世帯主及び世帯員（以下この表において「全世帯員」という。）の当該年合計所得見込額の合算額</p> | <p>申請の日の属する月から 6月以内の期間（左欄第 3号アに該当する場合にあっては翌年の 3月までの期間に限り、同号イに該当する場合にあっては翌々年の 3月までの期間に限る。）における各納期に納付すべき保険料の額の 2分の 1に相当する額</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

に

|                                                                                                                  |                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| イ 主たる生計維持者の翌年合計<br>所得見込額が当該年合計所得見<br>込額に比し 2分の 1以下に減少<br>する場合 全世帯員の翌年合計<br>所得見込額の合算額                             |                                                                                     |
| 主たる生計維持者が死亡した場合にあ<br>って、 2の項第 1号及び第 2号に該当<br>し、かつ、全世帯員（当該主たる生計<br>維持者を除く。）の当該年合計所得見<br>込額の合算額が 100万円以下であるこ<br>と。 | 申請の日の属する月から 6月<br>以内の期間（翌年の 3月まで<br>の期間に限る。）における各<br>納期に納付すべき保険料の額<br>の 2分の 1に相当する額 |

」

改める。

第32条第 2項を削る。

附則第 4条中「平成32年 2月29日」を「令和 2年 2月29日」に改める。

附則第 5条中「平成32年 3月」を「令和 2年 3月」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和元年 7月 1日から施行する。ただし、附則第 4条及び第 5  
条の改正規定は、公布の日から施行する。

名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 6月27日

名古屋市長 河 村 た か し

#### 名古屋市規則第 7号

名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（平成 8年名古屋市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第 8条第 1項第 1号中「前年分の所得税額（前年分の所得税額が確定していない場合にあつては、前前年分の所得税額）」を「法第29条第 1項又は法第29条の 2第 1項に規定する入院のあった月の属する年度分（当該入院のあった月が 4月から 6月までにあつては前年度分）の地方税法（昭和25年法律第 226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第 292条第 1項第 2号に掲げる所得割（同法第 328条の規定によって課する所得割を除く。）の額」に、「 147万円」を「 564,000円」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和元年 7月 1日（以下「施行日」という。）から施行する。

- 2 この規則による改正後の名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定は、令和元年 7月分の入院に要する費用（以下「費用」という。）から適用し、同年 6月分以前の費用については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（以下「旧規則」という。）の規定は、施行日前から継続して入院している者のうち、令和元年 6月分の費用を徴収されていないもの（旧規則第 8条第 1項第 1号に該当する者に限る。）に係る費用については、なおその効力を有する。
- 4 前項の規定は、施行日以後に旧規則第 8条第 1項本文の規定によって費用を徴収される期間後の費用については、適用しない。

名古屋市都市公園条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 6 月 28 日

名古屋市長 河 村 た か し

## 名古屋市規則第 8 号

### 名古屋市都市公園条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第22条中「提出すべき書類」の次に「（以下「提出書類」という。）」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、久屋大通公園（北部園地・中央園地、市長の定める公園施設及び市長の定める管理許可施設に限る。）及び瑞穂公園に係る提出書類については、この限りでない。

別表第 1 中

「

|             |                   |  |                      |
|-------------|-------------------|--|----------------------|
| 駐車場（白川公園）   | 1 月 4 日から12月28日まで |  | 午前 8 時から午後 9 時まで     |
| 駐車場（久屋大通公園） | 1 月 1 日から12月31日まで |  | 午前 0 時から午後 12時まで（普通自 |

|  |  |                                                                                                                 |
|--|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  | 動車、自動二輪車<br>及び原動機付自転<br>車にあつては、午<br>前 7 時から午後10<br>時30分まで)。た<br>だし、入出庫の取<br>扱い時間は、午前<br>7 時から午後10時<br>30分までとする。 |
|--|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

を

「

|               |                   |  |                     |
|---------------|-------------------|--|---------------------|
| 駐車場（白川公<br>園） | 1 月 4 日から12月28日まで |  | 午前 8 時から午後<br>9 時まで |
|---------------|-------------------|--|---------------------|

に改める。

別表第 2 1 駐車場の使用料の表中

「

|             |
|-------------|
| 名 城 公 園     |
| 白 川 公 園     |
| 久 屋 大 通 公 園 |
| 鶴 舞 公 園     |
| 若 宮 大 通 公 園 |

|                    |      |
|--------------------|------|
| 1 台 1 回            |      |
| 大型自動車              | 600円 |
| 普通自動車              | 180円 |
| 自動二輪車及び<br>原動機付自転車 | 100円 |

を

「

|             |
|-------------|
| 名 城 公 園     |
| 白 川 公 園     |
| 鶴 舞 公 園     |
| 若 宮 大 通 公 園 |

|                    |      |
|--------------------|------|
| 1 台 1 回            |      |
| 大型自動車              | 600円 |
| 普通自動車              | 180円 |
| 自動二輪車及び<br>原動機付自転車 | 100円 |

」

に改め、同表備考中「、久屋大通公園」を削る。

#### 附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 6 月 28 日

名古屋市長 河 村 た か し

## 名古屋市規則第 9 号

### 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条総務局総合調整部アジア競技大会推進室の項に次の 1 号を加える。

(8) アジアパラ競技大会に係る企画及び調整に関すること。

第 2 条健康福祉局障害福祉部障害企画課の項中第21号を第22号とし、第13号から第20号までを 1 号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の 1 号を加える。

(13) アジアパラ競技大会に係る障害者施策の調整に関すること。

第 9 条第 1 項の表総務局総合調整部の項中



「

|                     |                             |   |
|---------------------|-----------------------------|---|
| 瑞穂公園陸上競技場の改築に係る連絡調整 | 1 瑞穂公園陸上競技場の改築に係る連絡調整に関する事。 | 1 |
|---------------------|-----------------------------|---|

を

」

「

|                     |                             |   |
|---------------------|-----------------------------|---|
| 瑞穂公園陸上競技場の改築に係る連絡調整 | 1 瑞穂公園陸上競技場の改築に係る連絡調整に関する事。 | 1 |
| アジアパラ競技大会に係る企画調整    | 1 アジアパラ競技大会に係る企画及び調整に関する事。  | 1 |

に

」

改め、同表健康福祉局障害福祉部の項中

「

|                   |                          |   |
|-------------------|--------------------------|---|
| 障害者差別解消・バリアフリーの推進 | 1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する事。 | 1 |
|                   | 2 バリアフリーの推進に関する事。        |   |

を

」

「

|                                  |                                   |   |
|----------------------------------|-----------------------------------|---|
| 障害者差別<br>解消・バリ<br>アフリーの<br>推進    | 1 障害を理由とする差別の解消の推進<br>に関すること。     | 1 |
|                                  | 2 バリアフリーの推進に関すること。                |   |
| アジアパラ<br>競技大会に<br>係る障害者<br>施策の調整 | 1 アジアパラ競技大会に係る障害者施<br>策の調整に関すること。 | 1 |

に

」

改め、同表住宅都市局リニア関連都心開発部栄の項を次のように改める。

|   |                                                      |   |
|---|------------------------------------------------------|---|
| 栄 | 1 栄地区における開発の事業推進に関<br>すること。                          | 1 |
|   | 2 久屋大通公園（北部園地・中央園地<br>及び市長の定める管理許可施設に限<br>る。）に関すること。 |   |

#### 附 則

この規則は、令和元年7月10日から施行する。ただし、第9条第1項の表住宅都市局リニア関連都心開発部栄の項の改正規定は、同月1日から施行する。

土木事務所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 6 月 28 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第10号

土木事務所長委任規則の一部を改正する規則

土木事務所長委任規則（平成 6 年名古屋市規則第62号）の一部を次のように改正する。

本則第12号中「含む。）」の次に「、久屋大通公園（北部園地・中央園地、市長の定める公園施設及び市長の定める管理許可施設に限る。）」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による行為の許可（久屋大通公園の市長の定める公園施設に係るものに限る。）に関し、市長が行い又は市長に対して行われた行為は、土木事務所長が行い又は土木事務所長に対して行われた行為とみなす。

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う名古屋市規則で定める別表及び様式の整理に関する規則をここに公布する。

令和元年 6月28日

名古屋市長 河 村 た か し

#### 名古屋市規則第11号

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う名古屋市規則で定める別表及び様式の整理に関する規則

名古屋市規則で定める別表及び様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和元年 7月 1日から施行する。

名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 6月28日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第12号

名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

名古屋市建築基準法等施行細則（平成12年名古屋市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第17条第 1号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和元年 7月 1日から施行する。

名古屋市告示第 129号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和元年 6月24日

名古屋市長 河 村 た か し

| 事業者（設置者）<br>の名称及び主たる<br>事務所の所在地                        | 事業所（施設）の<br>名称及び所在地                                        | サービス等の<br>種類  | 事業所番号      | 指定年月<br>日     |
|--------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|---------------|------------|---------------|
| 特定非営利活動法<br>人スポNAG Oネ<br>クスト<br>名古屋市中村区太<br>閤通 4丁目48番地 | 就労継続支援 B 型<br>事業所スポNAG<br>O<br>名古屋市中村区名<br>駅南一丁目 1番14<br>号 | 就労継続支援<br>B 型 | 2310101379 | 令和元年<br>6月 1日 |
| 社会福祉法人エゼ<br>ル福祉会<br>名古屋市西区歌里<br>町 147番地                | V O L O<br>名古屋市西区歌里<br>町 147番地                             | 生活介護          | 2310200502 | 令和元年<br>6月 1日 |
| 特定非営利活動法<br>人あいち自立支援<br>協会<br>名古屋市北区元志<br>賀町 2丁目12番地   | 就労継続支援 B 型<br>事業所えん<br>名古屋市西区栄生<br>二丁目11番10号               | 就労継続支援<br>B 型 | 2310201302 | 令和元年<br>6月 1日 |

|                                                     |                                                        |                |            |               |
|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|----------------|------------|---------------|
| 株式会社N P r<br>o j e c t<br>名古屋市西区万代<br>町 1丁目38番地     | 金シャチ訪問介護<br>センター<br>名古屋市西区万代<br>町 1丁目38番地              | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 2310201310 | 令和元年<br>6月 1日 |
| 株式会社こころの<br>郷<br>名古屋市港区八百<br>島一丁目 307番地             | ヘルパーステーシ<br>ョンこころの郷<br>名古屋市港区八百<br>島一丁目 307番地          | 行動援護           | 2311200873 | 令和元年<br>6月 1日 |
| 特定非営利活動法<br>人ライフパートナ<br>ー<br>名古屋市港区春田<br>野一丁目1202番地 | 就労継続支援B型<br>事業所きぼうⅡ<br>名古屋市港区入場<br>二丁目1103番地           | 就労継続支援<br>B型   | 2311200899 | 令和元年<br>6月 1日 |
| カタリスト株式会<br>社<br>名古屋市中区栄一<br>丁目15番 6号               | あるく伏見<br>名古屋市中区栄二<br>丁目 2番17号                          | 就労定着支援         | 2316100433 | 令和元年<br>6月 1日 |
| フロンティアリン<br>ク株式会社<br>東京都中央区佃一<br>丁目11番 6号           | フロンティアリン<br>ク名古屋キャリア<br>センター<br>名古屋市中区丸の<br>内二丁目12番26号 | 就労移行支援         | 2316101027 | 令和元年<br>6月 1日 |
| 株式会社ネットア<br>ーツ<br>名古屋市中区金山<br>一丁目14番18号             | ココトモカレッジ<br>金山駅前校<br>名古屋市中区金山<br>一丁目 9番19号             | 就労移行支援         | 2316101035 | 令和元年<br>6月 1日 |
| 株式会社WORK<br>ON<br>愛知県知多郡武豊<br>町祠峯二丁目50番             | 居宅介護HEL P<br>ON<br>名古屋市天白区元<br>八事四丁目40番地               | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 2316401187 | 令和元年<br>6月 1日 |

|                                                      |                                                     |                |            |               |
|------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|----------------|------------|---------------|
| 地                                                    |                                                     |                |            |               |
| 合同会社アウルケ<br>ア<br>名古屋市天白区梅<br>が丘三丁目1703番<br>地         | 訪問介護ステーシ<br>ョンハイケア天白<br>名古屋市天白区梅<br>が丘一丁目 507番<br>地 | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 2316401195 | 令和元年<br>6月 1日 |
| 一般社団法人和会<br>名古屋市昭和区広<br>見町 6丁目63番地<br>の 8            | ヘルパーステーシ<br>ョン道<br>名古屋市天白区福<br>池二丁目 425番地           | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 2316401203 | 令和元年<br>6月 1日 |
| 合同会社ピュアス<br>マイル<br>名古屋市守山区大<br>字下志段味字横堤<br>1485番地の 1 | にじ色茶屋<br>名古屋市守山区大<br>字吉根字階子田<br>3183番地の23           | 生活介護           | 2317601678 | 令和元年<br>6月 1日 |
| 合同会社さわやか<br>愛知県瀬戸市柳ケ<br>坪町 104番地の 8                  | ヘルパーステーシ<br>ョンさわやか<br>名古屋市名東区八<br>前二丁目 310番地        | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 2318001266 | 令和元年<br>6月 1日 |
| 株式会社ドリーム<br>名古屋市名東区猪<br>子石原一丁目 101<br>番地             | 中日ケアサービス<br>名古屋市名東区猪<br>子石原一丁目 101<br>番地            | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 2318001274 | 令和元年<br>6月 1日 |
| 特定非営利活動法<br>人ライフパートナ<br>ー<br>名古屋市港区春田<br>野一丁目1202番地  | グループホームひ<br>なたⅢ<br>名古屋市中川区大<br>当郎三丁目2501番<br>地      | 共同生活援助         | 2321300259 | 令和元年<br>6月 1日 |
| 株式会社燈<br>名古屋市守山区小                                    | あかり<br>名古屋市緑区大清                                     | 共同生活援助         | 2328500109 | 令和元年<br>6月 1日 |



|             |            |  |  |  |
|-------------|------------|--|--|--|
| 幡南一丁目 3番 9号 | 水五丁目1304番地 |  |  |  |
|-------------|------------|--|--|--|

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 130号

指定一般相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の19第 1項及び第51条の20第 1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

令和元年 6月24日

名古屋市長 河 村 た か し

| 事業者（設置者）<br>の名称及び主たる<br>事務所の所在地                    | 事業所（施設）の<br>名称及び所在地                        | サービス等の<br>種類     | 事業所番号      | 指定年月<br>日     |
|----------------------------------------------------|--------------------------------------------|------------------|------------|---------------|
| 社会福祉法人名古屋<br>ライトハウス<br>名古屋市昭和区川<br>名本町 1丁目 2番<br>地 | ひびの障害者相談<br>センター<br>名古屋市熱田区大<br>宝一丁目 1番 1号 | 一般相談支援<br>特定相談支援 | 2331100145 | 令和元年<br>6月 1日 |
|                                                    |                                            | 障害児相談支<br>援      | 2371100146 |               |
| 天馬商事株式会社<br>名古屋市千種区四<br>谷通 3丁目11番地<br>の 1          | 相談支援事業所あ<br>したば<br>名古屋市熱田区六<br>番二丁目 7番20号  | 一般相談支援<br>特定相談支援 | 2331100152 | 令和元年<br>6月 1日 |
| 特定非営利活動法<br>人なかよし<br>名古屋市中川区戸<br>田五丁目 304番地        | 相談支援事業所な<br>かよし<br>名古屋市中川区戸<br>田三丁目1812番地  | 障害児相談支<br>援      | 2371300167 | 令和元年<br>6月 1日 |

|  |     |  |  |  |
|--|-----|--|--|--|
|  | の 1 |  |  |  |
|--|-----|--|--|--|

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 131号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和元年 6月24日

名古屋市長 河 村 た か し

| 事業者（設置者）<br>の名称及び主たる<br>事務所の所在地              | 事業所（施設）の<br>名称及び所在地                              | サービス等の<br>種類 | 事業所番号      | 廃止年月<br>日     |
|----------------------------------------------|--------------------------------------------------|--------------|------------|---------------|
| 株式会社ジャーニー<br>名古屋市東区泉一<br>丁目21番29号            | 就労センター J -<br>W o r k<br>名古屋市名東区宝<br>が丘 266番地の 1 | 就労継続支援<br>A型 | 2318000680 | 令和元年<br>5月 9日 |
| 特定非営利活動法<br>人オレンジの会<br>名古屋市中村区椿<br>町19番 7号   | 情報センターNO<br>AH<br>名古屋市中村区竹<br>橋町17番 9号           | 就労移行支援       | 2310100876 | 令和元年<br>5月31日 |
| 株式会社アバンセ<br>ライフサポート<br>愛知県一宮市中町<br>一丁目 8番26号 | いぶき中村<br>名古屋市中村区中<br>村本町 3丁目52番<br>地             | 生活介護         | 2310101239 | 令和元年<br>5月31日 |
|                                              | みらい中村<br>名古屋市中村区中<br>村本町 3丁目52番                  | 就労継続支援<br>B型 | 2310101239 | 令和元年<br>5月31日 |

|                                                  |                                                     |                        |            |               |
|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|------------------------|------------|---------------|
|                                                  | 地                                                   |                        |            |               |
| 株式会社ペンギン<br>名古屋市中区丸の内一丁目12番19号                   | ペンギン<br>名古屋市西区那古野一丁目19番11号                          | 就労移行支援                 | 2310201195 | 令和元年<br>5月31日 |
| 有限会社サポート<br>プラス<br>名古屋市昭和区檀<br>溪通 4丁目48番地<br>の 1 | 就労継続支援 B 型<br>事業所ひむか<br>名古屋市西区栄生<br>二丁目11番10号       | 就労継続支援<br>B 型          | 2310201229 | 令和元年<br>5月31日 |
| 天馬商事株式会社<br>名古屋市千種区四<br>谷通 3丁目11番地<br>の 1        | 訪問介護事業所あ<br>したば西ケアセン<br>ター<br>名古屋市西区新道<br>一丁目 2番18号 | 居宅介護<br>重度訪問介護         | 2310201252 | 令和元年<br>5月31日 |
| 株式会社クレアシ<br>ステム<br>名古屋市中区金山<br>二丁目 4番23号         | 訪問介護センター<br>クレア<br>名古屋市中区金山<br>二丁目 4番23号            | 居宅介護<br>重度訪問介護         | 2316100474 | 令和元年<br>5月31日 |
| 合同会社MH<br>名古屋市南区呼続<br>四丁目26番33号                  | 訪問介護ヒカリ<br>名古屋市南区呼続<br>四丁目26番33号                    | 居宅介護<br>重度訪問介護<br>同行援護 | 2318101033 | 令和元年<br>5月31日 |
| 株式会社ニチイ学<br>館<br>東京都千代田区神<br>田駿河台二丁目 9<br>番地     | ニチイケアセンタ<br>ー桃山<br>名古屋市緑区桃山<br>三丁目 510番地            | 同行援護                   | 2318500218 | 令和元年<br>5月31日 |

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 132号

指定特定相談支援事業等の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の25第 4項及び児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の32第 2項の規定により指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和元年 6月24日

名古屋市長 河 村 た か し

| 事業者（設置者）<br>の名称及び主たる<br>事務所の所在地                 | 事業所（施設）の<br>名称及び所在地                             | サービス等の<br>種類 | 事業所番号      | 廃止年月<br>日     |
|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------|--------------|------------|---------------|
| 社会福祉法人ふれ<br>愛名古屋<br>名古屋市港区九番<br>町 4丁目 6番地の<br>1 | 重症児者相談支援<br>ルピナス<br>名古屋市港区九番<br>町 4丁目 6番地の<br>1 | 特定相談支援       | 2331200150 | 令和元年<br>5月 5日 |
|                                                 |                                                 | 障害児相談支<br>援  | 2371200144 |               |

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 133号

名古屋市旅館等指導要綱の一部を改正する要綱

名古屋市旅館等指導要綱（昭和58年 7月 6日名古屋市告示第 230号）の一部を次のように改正する。

令和元年 6月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 第 3の次に次のように加える。

（建築計画に関する協議）

第 3の 2 建築主は、第 4又は第 4の 2に規定する建築計画を公開する前に、当該計画について、あらかじめ市長と協議しなければならない。

第13第 2項中「同意」の次に「の申請（市長が別に定めるものに限る。）」を加える。

2 この要綱は、令和元年 6月25日から施行する。

名古屋市健康福祉局健康部環境薬務課

名古屋市告示第 134号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、平成26年名古屋市告示第 553号により指定した形質変更時要届出区域の一部を解除します。

令和元年 6月26日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域  
名古屋市天白区久方二丁目12番 2の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類  
水銀及びその化合物（土壤溶出量基準）  
鉛及びその化合物（土壤溶出量基準）
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



名古屋市告示第 135号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を指定します。

令和元年 6月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市南区鶴見通 3丁目 3番の一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン、一・一・ジクロロエチレン、シス・一・二・ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、一・一・一・トリクロロエタン及びトリクロロエチレン

3 講ずべき汚染の除去等の措置

地下水の水質の測定

原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 136号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を指定します。

令和元年 6月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市守山区大字中志段味字蟹原 126番の一部、 127番17の一部及び  
127番32の一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒<sup>ひ</sup>素及びその化合物

3 講ずべき汚染の除去等の措置

地下水の水質の測定

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 137号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を指定します。

令和元年 6月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市西区名駅二丁目1202番 1の一部及び1202番 2の一部

2 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

3 講ずべき汚染の除去等の措置

盛土

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 138号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形  
質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 2項の規定に基づき、令和元年名古屋市告示第76号により指定した形質変更時届出管理区域の全部を次のとおり解除します。

令和元年 6月26日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域  
名古屋市中区金山五丁目1209番 1の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物（土壌溶出量基準）  
砒<sup>ひ</sup>素及びその化合物（土壌溶出量基準）
- 3 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置  
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 139号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和元年 6月27日

名古屋市長 河 村 た か し

| 許 可 年 月 日 及 び<br>許 可 番 号     | 開発区域又は工区に<br>含まれる地域の名称     | 開発許可を受けた者の<br>住 所 及 び 氏 名                             |
|------------------------------|----------------------------|-------------------------------------------------------|
| 平成30年11月20日<br>30指令住開指第 165号 | 名古屋市港区新茶屋一<br>丁目1402番      | 名古屋市中川区東春田三<br>丁目90番地グラシアⅡ<br>202号<br>若松雅史            |
| 平成31年 2月 6日<br>30指令住開指第 229号 | 名古屋市千種区赤坂町<br>5丁目57番       | 名古屋市中区錦二丁目 9<br>番29号<br>株式会社大京名古屋支店<br>支店長 佐藤一巳       |
| 平成31年 3月11日<br>30指令住開指第 245号 | 名古屋市中村区稲上町<br>1丁目66番 1外 1筆 | 名古屋市中村区香取町 1<br>丁目68番地<br>角田克巳                        |
| 平成30年11月21日<br>30指令住開指第 158号 | 名古屋市緑区鳴海町字<br>横吹43番 216    | 愛知県春日井市瑞穂通八<br>丁目58番地の 6<br>中央不動産販売株式会社<br>代表取締役 丹羽 智 |

|                              |                       |                                |
|------------------------------|-----------------------|--------------------------------|
| 平成31年 1月15日<br>30指令住開指第 206号 | 名古屋市守山区幸心二<br>丁目 621番 | 名古屋市守山区幸心一丁<br>目 501番地<br>小嶋彰夫 |
|------------------------------|-----------------------|--------------------------------|

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示140号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和元年6月28日

名古屋市長 河村 たかし

道路の区域変更

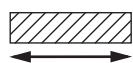
| 道路<br>の<br>種類 | 整理<br>符号 | 路 線 名    | 道 路 の 区 域                   |                        |                   |                  | 摘 要 |
|---------------|----------|----------|-----------------------------|------------------------|-------------------|------------------|-----|
|               |          |          | 区 間                         | 変更<br>の<br>前<br>後<br>別 | 延 長<br><br>キロメートル | 幅 員<br><br>メートル  |     |
| 県道            | A        | 松河戸西枇杷島線 | 名古屋市北区東味鉢一丁目<br>211番地先から    | 前                      | 0.159             | 6.46<br>～ 25.03  | 附 図 |
|               |          |          | 名古屋市北区楠味鉢五丁目<br>2637番の1地先まで | 後                      | 0.159             | 19.83<br>～ 40.58 |     |

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

# 附 図



## 凡 例



区域変更により道路の区域とする部分



名古屋市告示第 141号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和元年 6月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市南区豊四丁目1902番の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 142号

土壌汚染等対策指針の一部改正について

土壌汚染等対策指針（平成15年名古屋市告示第 413号）の一部を次のように改正します。

令和元年 6月28日

名古屋市長 河 村 た か し

第10の 3(4) 及び様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表 5中「別表 5の左欄」を「別表 6の左欄」に改める。

附 則

この告示は、令和元年 7月 1日から施行する。

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市達第 1 号

総 務 局  
健 康 福 祉 局  
住 宅 都 市 局

課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和元年 6 月 28 日

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 条総務局総合調整部アジア競技大会推進室推進係の項に次の 1 号を加える。

(8) アジアパラ競技大会に係る企画及び調整に関すること。

第 1 条総務局総合調整部アジア競技大会推進室の項に次のように加える。

主 査（アジアパラ競技大会に係る企画調整）(2)

(1) アジアパラ競技大会に係る企画及び調整に関すること。

第 1 条健康福祉局障害福祉部障害企画課更生係の項中第10号を第11号とし、第 6 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) アジアパラ競技大会に係る障害者施策の調整に関すること。

第 1 条健康福祉局障害福祉部障害企画課更生係の項の次に次のように加える。

主 査（アジアパラ競技大会に係る障害者施策の調整）(2)

(1) アジアパラ競技大会に係る障害者施策の調整に関すること。

第 1 条住宅都市局リニア関連都心開発部都心まちづくり課企画係の項第 5 号中「栄バスターミナル」の次に「、久屋大通公園の市長の定める公園施設」を加え、同課事業推進係の項第 3 号を次のように改める。

(3) 久屋大通公園（北部園地・中央園地及び市長の定める管理許可施設に限る。）に関すること。

第1条住宅都市局リニア関連都心開発部都心まちづくり課主査（栄公共空間）  
(2) の項第2号を次のように改める。

(2) 久屋大通公園（北部園地・中央園地及び市長の定める管理許可施設に限  
る。）に関すること。

#### 附 則

この達は、令和元年7月10日から施行する。ただし、第1条住宅都市局リニア関連都心開発部都心まちづくり課企画係の項第5号、同課事業推進係の項第3号及び同課主査（栄公共空間）(2) の項第2号の改正規定は、同月1日から施行する。

## 名古屋市達第 2 号

### 住 宅 都 市 局

副市長以下代決規程（平成12年名古屋市達第40号）の一部を次のように改正する。

令和元年 6 月 28 日

名古屋市長 河 村 た か し

別表第 2 住宅都市局主管部長の項第 5 号及び同局主管課長の項第25号中「久屋大通公園北部園地・中央園地及び久屋大通公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）」を「久屋大通公園（北部園地・中央園地、市長の定める公園施設及び市長の定める管理許可施設に限る。）」に改め、同項に次の 1 号を加える。

|    |                                                                                                                        |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 26 | 久屋大通公園（北部園地・中央園地、市長の定める公園施設及び市長の定める管理許可施設に限る。）における名古屋市都市公園条例第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する行為の許可及びこれらの許可に伴う使用料の減免に関すること。 |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### 附 則

この達は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

名古屋市達第 3 号

庁 中 一 般  
区 役 所  
各 公 所

契約事務等の手続に関する規程（平成17年名古屋市達第23号）の一部を次のように改正する。

令和元年 6 月 28 日

名古屋市長 河 村 た か し

様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この達は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

名古屋市達第 4 号

市 民 経 済 局  
工 業 研 究 所  
環 境 局  
環境科学調査センター  
健 康 福 祉 局  
衛 生 研 究 所

名古屋市職員の職務発明等に関する規程（平成 5 年名古屋市達第 58 号）の一部を次のように改正する。

令和元年 6 月 28 日

名古屋市長 河 村 た か し

様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この達は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

外国の地方公共団体の機関等への職員の派遣に係る協議及び報告に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 6 月 28 日

名古屋市人事委員会委員長 圓 生 和 之

#### 名古屋市人事委員会規則第 1 号

外国の地方公共団体の機関等への職員の派遣に係る協議及び報告に関する規則等の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等への職員の派遣に係る協議及び報告に関する規則等の一部を次のように改正する。

（外国の地方公共団体の機関等への職員の派遣に係る協議及び報告に関する規則の一部改正）

第 1 条 外国の地方公共団体の機関等への職員の派遣に係る協議及び報告に関する規則（昭和 63 年名古屋市人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 及び様式第 2 中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（名古屋市人事委員会聴聞規則の一部改正）

第 2 条 名古屋市人事委員会聴聞規則（平成 6 年名古屋市人事委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。



第1号様式から第4号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(不利益処分についての審査請求に関する書面の様式を定める細則の一部改正)

第3条 不利益処分についての審査請求に関する書面の様式を定める細則（平成24年名古屋市人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1号様式から第19号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正)

第4条 勤務条件に関する措置の要求に関する規則（平成25年名古屋市人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1号様式から第7号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第5条 職員の退職管理に関する規則（平成28年名古屋市人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1号様式から第3号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

## 附 則

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申請書、届等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて交付されている通知書は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

名古屋市人事委員会達第 1 号

人事委員会事務局

名古屋市人事委員会情報あんしん条例施行規程（平成16年人事委員会達第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和元年 6 月 28 日

名古屋市人事委員会委員長 圓生 和之

第 4 条中「次の各号」を「次」に改め、同条第 1 号中「。以下同じ」を削り、同条第 3 号中「き損」を「毀損」に改める。

第19条の見出し中「作成」の次に「の原則」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

（同一又は他の媒体の行政文書の作成）

第19条の 2 行政文書について、所管課長が必要と認めるときは、内容を同じくする同一又は他の媒体の行政文書を作成し、元の行政文書（以下「原文書」という。）に代えて、起案（規則第 2 条第 6 号に規定する起案をいう。以下同じ。）その他行政文書の処理を行うことができる。

2 所管課長は、前項の規定により行政文書を作成した場合は、原文書と相違なく作成されたものであることを確認しなければならない。

第20条第 1 項後段を次のように改める。

この場合において、参考資料等となる文書及び図画（写真及びフィルムを含む。）があるときは、前条第 1 項の規定により作成した電子情報を文書管理システムに登録し、又は起案文書とは別に回付すること（以下「併用決裁」という。）ができる。

第31条の次に次の 1 条を加える。

第31条の 2 第19条の 2 の規定により行政文書を作成した場合においても、原文書については、この規程の定めるところにより保管、保存その他行政文書

の管理を適正に行わなければならない。

第32条第1項中「その定められた保存期間が10年を超える」を削り、同条第2項中「元の行政文書（以下「原文書」という。）」を「原文書」に改め、同条第4項中「前条第3号」を「第31条第3号」に改める。

第34条第1項本文中「行政文書」の次に「（電磁的記録（条例第2条第4号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を除く。）」を加える。

第35条を次のように改める。

（電磁的記録の保存）

第35条 電子情報は、文書管理システムに登録して保存するものとする。ただし、次の各号に掲げる電子情報は、それぞれ当該各号に定める方法により保存するものとする。

(1) 他の情報システムによる情報処理の用に供される電子情報 情報システム管理者（規則第37条第1項に規定する情報システム管理者をいう。以下同じ。）の定めるところによる。

(2) 電子情報（情報システムによる情報処理の用に供されるものを除く。）  
所管課において保存する。

2 電磁的記録（電子情報を除く。）は、所管課において保存するものとする。  
第38条第2項を次のように改める。

2 前項の閲覧又は貸出しを受けようとする職員は、行政文書閲覧・貸出申請書（第6号様式）により、所管課長に申請しなければならない。

第38条第3項中「保管課長等」を「所管課長」に改め、「前項の」の次に「規定による」を加え、同条第4項中「貸出し期間」を「貸出期間」に、同項ただし書中「保管課長等」を「所管課長」に改め、同条第6項中「中の」を「を受けた」に、「き損」を「毀損」に、「保管課長等」を「所管課長」に改め、第47条を次のように改める。

（許可の基準）

第47条 所管課長は、次に掲げる場合に限り、規則第35条第4号ただし書の許可をするものとする。

(1) 職員がスケジュール管理、メモ等の用途に使用するため、個人の所有する電子計算機を使用する場合

(2) 職員が専ら外部の情報を閲覧するため、個人の所有する電子計算機、通信機器及び通信回線を使用する場合

(3) 前2号に定めるもののほか、やむを得ない事情があると認める場合

2 所管課長は、職員が前項第1号又は第3号の規定により同項の許可を受けて個人の所有する電子計算機を使用する場合において、必要不可欠な機密情報に限り、情報の保護及び管理に十分な配慮をした上で、規則第35条第5号ただし書の許可をするものとする。

第54条第1項中「記録媒体」の次に「（電子計算機又は通信機器に内蔵されるものを含む。次項から第5項までにおいて同じ。）」を加え、同項及び同条第2項中「き損」を「毀損」に改め、同条第3項中「電子計算機等」の次に「（規則第34条に規定する電子計算機等をいう。以下同じ。）」を加え、同条に次の2項を加える。

5 前各項に定めるもののほか、情報システム管理者は、所管する情報システムに係る運用管理に関する規程の定めるところにより、当該情報システムの運用のために使用する記録媒体を適切に管理しなければならない。

6 第1項から第4項までに定めるもののほか、所管課長は、別に定めるところにより、記録媒体（持ち運んで使用するものに限る。）を適切に管理しなければならない。

第1号様式から第3号様式まで及び第5号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第6号様式を次のように改める。

第 6 号様式(行政文書閲覧・貸出申請書)

年 月 日

(宛先)

課長

次のとおり行政文書の閲覧又は貸出しを申請します。

|                   |                            |  |  |  |  |     |      |           |      |  |  |
|-------------------|----------------------------|--|--|--|--|-----|------|-----------|------|--|--|
| 申 請 者             | 所 属                        |  |  |  |  |     |      |           |      |  |  |
|                   | 氏 名                        |  |  |  |  |     |      |           |      |  |  |
|                   | 電 話 番 号                    |  |  |  |  |     |      |           |      |  |  |
| 種 別               | 閲覧・貸出し (該当するものに○を付けてください。) |  |  |  |  |     |      |           |      |  |  |
| 理 由               |                            |  |  |  |  |     |      |           |      |  |  |
| 閲覧又は貸出しの申請に係る行政文書 |                            |  |  |  |  |     |      |           |      |  |  |
| 貸出番号              | 分類区分                       |  |  |  |  | 簿冊名 | 書棚番号 | 返 却 予 定 日 | 返却確認 |  |  |
|                   |                            |  |  |  |  |     |      | ・ ・       | ・ ・  |  |  |
|                   |                            |  |  |  |  |     |      | ・ ・       | ・ ・  |  |  |
|                   |                            |  |  |  |  |     |      | ・ ・       | ・ ・  |  |  |

|             |                                                                                              |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 行政文書所管課長記入欄 | 次のとおり承認します。                                                                                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|             | <div style="text-align: right;">年 月 日</div> <div style="text-align: right;">行政文書所管課長 ㊟</div> |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|             | 貸 出 期 間                                                                                      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|             | 条 件                                                                                          |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 備 考         |                                                                                              |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

## 附 則

- 1 この達は、令和元年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この達の施行の際現にこの達による改正前の名古屋市人事委員会情報あんしん条例施行規程の規定に基づいて提出されている申請書は、この達による改正後の名古屋市人事委員会情報あんしん条例施行規程の規定に基づいて提出されたものとみなす。

## 名古屋市消防局告示第 1号

### 火災予防実施規程の一部改正について

昭和37年名古屋市消防局告示第 3号（火災予防実施規程）の一部を次のように改正し、令和元年 7月 1日から施行する。

令和元年 6月28日

名古屋市消防長 木 全 誠 一

別記第 2から別記第 3（その 5）までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

名古屋市消防局予防部予防課

## 名古屋市消防局告示第 2号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第36条  
第 2項及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する  
法律施行規則第56条第 2項に規定する意見書の交付の申請手続の  
一部改正について

平成 9年名古屋市消防局告示第 6号の一部を次のように改正し、令和元年 7  
月 1日から施行する。

令和元年 6月28日

名古屋市消防長 木 全 誠 一

様式備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

名古屋市消防局予防部規制課



## 名古屋市上下水道局管理規程第2号

名古屋市上下水道局管理規程の一部を次のように改正する。

令和元年6月27日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

名古屋市上下水道局管理規程中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

## 名古屋市交通局告示第2号

### 夏特割ドニエコきっぷの発売について

高速電車乗車料条例施行規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号）第19条第5項及び第43条第3項並びに乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）第23条第2項の規定に基づき、夏特割ドニエコきっぷ（以下「特割ドニエコきっぷ」という。）を次のように発売します。

令和元年6月28日

名古屋市交通局長 河 野 和 彦

#### 1 料金

2,000円

#### 2 有効期間

令和元年7月13日から同年9月1日まで

#### 3 特割ドニエコきっぷの内容

使用期間を限定した特割ドニエコきっぷ（大人券）4枚を1セットとして発売します。

#### 4 発売数量

10,000セット（ただし、1人につき5セットまでの発売とします。）

#### 5 発売場所

各駅及び各乗車券発行所とします。ただし、必要に応じて他の場所でも発売することがあります。

#### 6 使用条件

特割ドニエコきっぷ1枚で大人1人が有効期間内の使用可能日（ドニエコきっぷの例によります。）1日に限り、本市の高速電車及び乗合自動車

の全線にわたり使用することができ、その使用回数を制限しません。

## 7 発売期間

令和元年7月10日から同年9月1日まで

## 8 料金の還付

(1) 特割ドニエコきっぷの料金の還付は、セットで発売した4種類の図柄の乗車券全てが未使用の場合に限り取り扱い、その期間は、発売日から令和元年9月1日までとします。

(2) 特割ドニエコきっぷの料金を還付する場合における手数料は、4枚1セットにつき100円とします。

## 9 不正使用

特割ドニエコきっぷの不正使用に係る乗車料金及び増料金については、ドニエコきっぷの例によります。

## 10 様式



(裏面磁気膜)

名古屋市交通局営業本部営業統括部営業課

## 名古屋市交通局告示第3号

### 参議院議員選挙の候補者に対する臨時定期券の発行について

参議院（愛知県選挙区選出）議員の選挙における公職の候補者（以下「公職の候補者」という。）に対し、公職の候補者用特殊乗車券及び特殊航空券の発行方法等を定める告示（平成6年運輸省告示第819号）に基づき臨時定期券を次のとおり発行します。

令和元年6月28日

名古屋市交通局長 河野和彦

#### 1 発行方法

公職の候補者に対し、選挙長の発行する公職の候補者旅客運賃後払証1枚と引換えに、臨時定期券1枚を発行するものとします。

#### 2 発行の数

公職の候補者1人につき、高速電車及び乗合自動車を通じて15枚

#### 3 発行する期間及び時間

選挙期日の公示のあった日から選挙当日までの午前8時45分から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日には発行しません。

#### 4 発行する場所

名古屋市交通局営業本部営業統括部営業課営業係  
（名古屋市中区三の丸三丁目1番1号、市役所西庁舎2階）

#### 5 使用資格を有する者

公職の候補者、推薦届出者その他選挙運動に従事する者

#### 6 通用する区間

- (1) 高速電車 市営全線
- (2) 乗合自動車 全ての事業者の愛知県内における全ての路線

#### 7 運賃

高速電車、乗合自動車のいずれも、公職の候補者用特殊乗車券及び特殊航空券の発行方法等を定める告示に定める金額とします。

## 8 通用する期間

臨時定期券は、発行の日から選挙期日後5日を経過するまでの期間内において通用し、通用期間を経過したときは、速やかに発行場所に返戻するものとします。

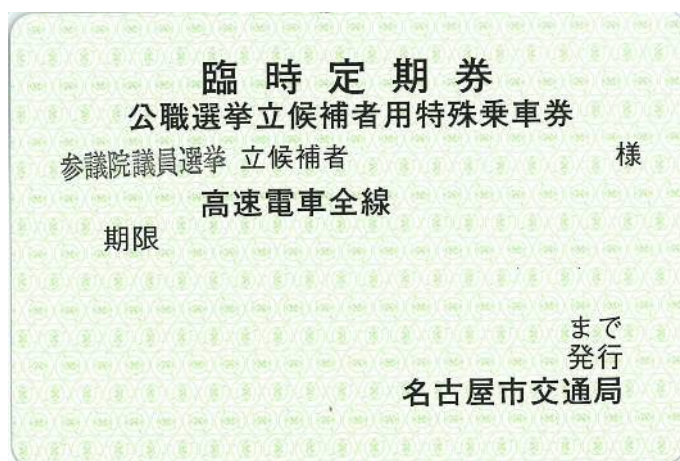
## 9 効力

使用資格を有する者以外の者が臨時定期券を使用した場合には、これを無効として回収します。公職の候補者の届出が却下された後又は公職の候補者たることを辞した（公職の候補者たることを辞したものとみなされる場合を含みます。）後使用した場合も同様とします。

## 10 様式

### (1) 高速電車臨時定期券

地 色 緑 色  
文 字 黒 色  
期限表示 黒色アラビア数字



(裏面磁気膜)

### (2) 乗合自動車臨時定期券

地 色 オレンジ色  
印刷文字 黒 色  
券面 (選) 白地にオレンジ色

期限表示      黒色アラビア数字

No.

選挙立候補者  
及び運動員用

バス乗車券

候補者名

殿

|        |                    |
|--------|--------------------|
| 区<br>間 | 愛知県内バス路線全線         |
| 期<br>間 | 令和    年    月    日限 |

発  
行  
者

令和    年    月    日発行

名古屋市交通局営業本部営業統括部営業課

### 名古屋市交通局管理規程第 3 号

名古屋市交通局公有財産規程（昭和 5 2 年名古屋市交通局管理規程第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

令和元年 6 月 2 7 日

名古屋市交通局長 河 野 和 彦

別記様式第 1 及び別記様式第 2 備考 2 中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

## 名古屋市病院局管理規程第 1号

名古屋市病院局公印規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第 8号）の一部を次のように改正する。

令和元年 6月24日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 1号様式及び第 2号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第 3号様式中「□よう解」を「□溶解」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規程は、令和元年 7月 1日から施行する。



## 名古屋市病院局管理規程第 2号

名古屋市情報あんしん条例施行規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

令和元年 6月24日

名古屋市病院局長      大      原      弘      隆

第 1号様式から第 4号様式まで及び第 6号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第 7号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

### 附 則

- 1 この規程は、令和元年 7月 1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の名古屋市情報あんしん条例施行規程の規定に基づいて提出されている申請書は、この規程による改正後の名古屋市情報あんしん条例施行規程の規定に基づいて提出されたものとみなす。

## 名古屋市病院局管理規程第 3号

名古屋市病院局聴聞規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

令和元年 6月24日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 1号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第 2号様式から第 4号様式まで中「（あて先）」を「（宛先）」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

### 附 則

- 1 この規程は、令和元年 7月 1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の名古屋市病院局聴聞規程の規定に基づいて提出されている申請書及び請求書は、この規程による改正後の名古屋市病院局聴聞規程の規定に基づいて提出されたものとみなす。

## 名古屋市病院局管理規程第 4号

名古屋市病院局職員き章規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

令和元年 6月24日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 5条第 1項及び 2項中「き損」を「毀損」に改める。

別記様式第 1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第 2中「（き損）」を「（毀損）」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

### 附 則

この規程は、令和元年 7月 1日から施行する。

## 名古屋市病院局管理規程第 5号

名古屋市病院局職員証規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

令和元年 6月24日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 6条第 3号を次のように改める。

### (3) 毀損

別記様式 2中「き損」を「毀損」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

### 附 則

- 1 この規程は、令和元年 7月 1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の名古屋市病院局職員証規程の規定に基づいて提出されている職員証再交付願は、この規程による改正後の名古屋市病院局職員証規程の規定に基づいて提出されたものとみなす。

## 名古屋市病院局管理規程第 6号

名古屋市病院局職員の勤務時間及び休暇に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

令和元年 6月24日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 1号様式から第 9号様式まで中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規程は、令和元年 7月 1日から施行する。

## 名古屋市病院局管理規程第 7号

名古屋市病院局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

令和元年 6月24日

名古屋市病院局長      大      原      弘      隆

別記様式第 1及び別記様式第 2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規程は、令和元年 7月 1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第 8号

名古屋市債権管理条例施行規程（平成24年名古屋市病院局管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

令和元年 6月24日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 1号様式から第 8号様式まで中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第 9号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第10号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

- 1 この規程は、令和元年 7月 1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の名古屋市債権管理条例施行規程の規定に基づいて提出されている報告書は、この規程による改正後の名古屋市債権管理条例施行規程の規定に基づいて提出されたものとみなす。

## 名古屋市病院局管理規程第 9号

名古屋市病院局会計規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第38号）の一部を次のように改正する。

令和元年 6月24日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 1号様式及び第 2号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第 3号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第 3号様式の 2から第17号様式まで中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第19号様式の 2中「（あて先）」を「（宛先）」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第19号様式の 3中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第20号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第21号様式から第25号様式まで中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

### 附 則

- 1 この規程は、令和元年 7月 1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の名古屋市病院局会計規程の規定に基づいて提出されている申出書及び登録票は、この規程による改正後の名古屋市病院局会計規程の規定に基づいて提出されたものとみなす。



名古屋市病院局管理規程第10号

名古屋市病院局職員の職務発明等に関する規程（平成28年名古屋市病院局管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

令和元年 6月24日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 1号様式から第 5号様式まで中「（あて先）」を「（宛先）」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

- 1 この規程は、令和元年 7月 1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の名古屋市病院局職員の職務発明等に関する規程の規定に基づいて提出されている届、意見書、申出書及び譲渡証書は、この規程による改正後の名古屋市病院局職員の職務発明等に関する規程の規定に基づいて提出されたものとみなす。

## 名古屋市病院局管理規程第11号

名古屋市病院局公有財産規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第41号）の一部を次のように改正する。

令和元年 6月24日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 1号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第 2号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第 3号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

### 附 則

- 1 この規程は、令和元年 7月 1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の名古屋市病院局公有財産規程の規定に基づいて提出されている申請書及び申込書は、この規程による改正後の名古屋市病院局公有財産規程の規定に基づいて提出されたものとみなす。

## 名古屋市病院局管理規程第12号

名古屋市立緑市民病院の指定管理者の指定の手続等に関する規程（平成22年名古屋市病院局管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

令和元年 6月24日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

別記様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

### 附 則

- 1 この規程は、令和元年 7月 1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の名古屋市立緑市民病院の指定管理者の指定の手続等に関する規程の規定に基づいて提出されている申請書は、この規程による改正後の名古屋市立緑市民病院の指定管理者の指定の手続等に関する規程に基づいて提出されたものとみなす。

## 名古屋市病院局管理規程第13号

名古屋市立東部医療センター病院処務規程（平成25年名古屋市病院局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

令和元年 6月25日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 2条中「リウマチセンター」を「リウマチ・骨粗鬆症センター」に改め、同条診療科の項中「第二心臓血管外科」の次に「、第三心臓血管外科」を加える。

第 3条及び第 4条第 2項中「リウマチセンター」を「リウマチ・骨粗鬆症センター」に改める。

### 附 則

この規程は、令和元年 7月 1日から施行する。

令和元年度名古屋市職員第2類・免許資格職採用試験及び職務経  
験者採用試験公告

名古屋市職員採用試験を次のとおり実施します。

令和元年6月25日

名古屋市人事委員会委員長 圓 生 和 之



令和元年度

# 名古屋市職員採用試験案内 (第2類[高校卒業程度・18～21歳]) (免許資格職)

令和元年6月25日  
名古屋市人事委員会

【申込期間】  
7月9日(火)から8月4日(日)までの本登録完了分有効

## 『名古屋を変えるのは、君だ！』

本市では、名古屋をよりよくしたいという熱意を持ち、主体的・積極的  
に行動できる人材を求めています。

### TOPICS

- ▶ 免許資格職「司書」区分を実施します。(今回は、平成21年度に実施しました。)
- ▶ 「保育Ⅱ」区分の試験で行っていたピアノ実技について、今年度から実施しません。  
※「保育Ⅰ」区分では、ピアノ実技は実施しますので、ご注意ください。

## 1 試験区分・採用予定人員・主な職務内容

| 試験区分  |      |       | 採用予定人員※1                                                                                                         | 主な職務内容※2                                                                                            |
|-------|------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第2類   | 事務   | 行政一般  | 10名程度                                                                                                            | 本庁各局や区役所等、市のあらゆる機関における庶務、予算・経理、戸籍・住民登録、保険年金、税務、生活保護、その他福祉、生涯学習、文化・観光振興、産業振興、生活・流通、環境施策、国際交流、総合企画 など |
|       |      | 技術    | 土 木                                                                                                              | 若干名                                                                                                 |
|       | 建 築  |       | 若干名                                                                                                              |                                                                                                     |
|       | 機 械  |       | 若干名                                                                                                              |                                                                                                     |
|       | 電 気  |       | 若干名                                                                                                              |                                                                                                     |
|       | 学校事務 |       | 若干名                                                                                                              | 本市の小・中学校又は特別支援学校における事務（予算、文書管理、教職員の給与・福利厚生 など）                                                      |
| 消 防   |      | 45名程度 | 消防署等における火災の予防又は鎮圧、防災、救急・救助 など<br>（主に交替制勤務に従事します。また、一部の業務を除き、性別による従事制限はありません。なお、本市の消防学校に入校し全寮制による教育を受けた後に配属されます。） |                                                                                                     |
| 免許資格職 | 保育Ⅰ  |       | 40名程度                                                                                                            | 保育所における児童の保育 など                                                                                     |
|       | 保育Ⅱ  |       | 5名程度                                                                                                             | 保育所以外の児童福祉施設（夜間業務を含みます。）等における児童の保育 など                                                               |
|       | 司書   |       | 5名程度                                                                                                             | 図書館などにおける管理運営全般（資料収集・整理・供用、参考調査、広報・企画調整 など）                                                         |

※1 採用予定人員は現時点での目安であり、今後の事業計画等により変動することがあります。

※2 組織の改廃等により、採用後上表の「主な職務内容」に掲げるもの以外の職務に従事することになる場合もあります。

## 2 受験資格

次の(1)～(3)の要件を満たすことが必要です。

### (1) 年齢要件

| 試験区分          |                        | 年齢要件                                                                                                            |
|---------------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第2類           | 事務<br>技術<br>学校事務<br>消防 | 平成10年（1998年）4月2日から平成14年（2002年）4月1日までに生まれた方<br>（ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業又は令和2年（2020年）3月31日までに卒業見込の方は受験できません。） |
| 免許<br>資格<br>職 | 保育Ⅰ・Ⅱ<br>司書            | 平成元年（1989年）4月2日から平成12年（2000年）4月1日までに生まれた方                                                                       |

### (2) 資格要件（該当試験区分のみ）

| 試験区分  | 資格要件等                                                                                                                                             |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 消防    | 日本国籍を有し、下記の条件4つすべてに該当する方<br>【身体的条件】<br>・矯正視力…両眼0.7以上かつ一眼それぞれ0.3以上<br>・基本色の識別…赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること<br>・聴力…左右とも正常であること<br>・その他…消防官としての職務遂行に支障のないこと |
| 保育Ⅰ・Ⅱ | 保育士の資格を有する方又は令和2年（2020年）3月末までに有する見込の方<br>なお、保育士の資格を有する方とは、下記のいずれかに該当する方<br>1 厚生労働大臣の指定する指定保育士養成施設の卒業<br>2 保育士試験に合格                                |
| 司書    | 司書の資格を有する方又は令和2年（2020年）3月末までに有する見込の方                                                                                                              |

### (3) 次のいずれにも該当しない方

- ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 受験資格以外に職員として採用されるにあたっての注意事項があります。必ず確認してください。

- ・ 受験資格となる免許や資格を取得（有する）見込である方 … P8「7」
- ・ 「消防」以外の試験区分で日本国籍を有しない方 … P8「7」及びP10「13 (1)」

### 3 試験の日程等

#### (1) 行政一般・学校事務・消防 区分

| 試験の流れ                   |                | 日程                                                                                                                                               |
|-------------------------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 受験申込                    |                | 7月9日（火）～8月4日（日）<br>※本登録まで完了させてください。（P7 5 申込手続参照）                                                                                                 |
| 受験票発送<br>（第1次試験会場のお知らせ） |                | 8月28日（水）<br>P11 第1次試験会場予定地参照                                                                                                                     |
| 受験教室のお知らせ               |                | 9月27日（金）<br>名古屋市公式ウェブサイト（以下、市ウェブサイトといいます。）に公開します。                                                                                                |
| 第1次試験                   |                | 9月29日（日）<br><br>開 場 午前8時45分<br>着 席 午前9時00分<br>終了予定 午後1時15分頃 <昼休憩なし><br><br>第1次試験科目は5ページ以降をご覧ください。<br><u>なお、第2次試験である作文試験についても、第1次試験に併せて実施します。</u> |
| 第1次試験合格者発表              |                | 10月8日（火）                                                                                                                                         |
| 第2次試験                   | 口述試験           | 10月17日（木）～11月8日（金）のうち1日                                                                                                                          |
|                         | 体力検査<br>（消防のみ） | 10月25日（金）                                                                                                                                        |
| 最終合格者発表                 |                | 11月21日（木）                                                                                                                                        |

#### <注意事項>

- それぞれの日程にあわせて受験に必要なお知らせ等を掲載しますので、市ウェブサイトを必ずご確認ください。電話による日程や可否に関するお問い合わせはご遠慮ください。

#### <合格者発表について>

- 合格者の受験番号を、発表日を含めて7日間、人事委員会事務局前（市役所東庁舎1階内）の掲示板に掲示するとともに、市ウェブサイトで公開します。また、下記のとおり通知します。

##### ア 第1次試験合格者発表

合格者のみに文書で通知します。第1次試験合格者となった方で10月11日（金）までに文書が届かない場合は、至急、人事委員会事務局任用課（052 - 972 - 3308）までご連絡ください。

##### イ 最終合格者発表

第2次試験科目を全て受験した方全員に、文書で通知します。

#### <面接の日程について>

- 口述試験の日程は第1次試験合格者通知でお知らせします。
- 試験日程を受験者の希望により変更することはできません。



## (2) 土木・建築・機械・電気・保育Ⅰ・保育Ⅱ・司書 区分

| 試験の流れ                   |                  | 日程                                                                                                                                                |
|-------------------------|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 受験申込                    |                  | 7月9日（火）～8月4日（日）<br>※本登録まで完了させてください。（P7 5 申込手続参照）                                                                                                  |
| 受験票発送<br>（第1次試験会場のお知らせ） |                  | 8月28日（水）<br>P11 第1次試験会場予定地参照                                                                                                                      |
| 受験教室のお知らせ               |                  | 9月27日（金）<br>市ウェブサイトにて公開します。                                                                                                                       |
| 第1次試験                   |                  | 9月29日（日）<br><br>開 場 午前8時45分<br>着 席 午前9時00分<br>終了予定 午後3時30分頃 ＜昼休憩あり＞<br><br>第1次試験科目は5 ページ以降をご覧ください。<br><u>なお、第2次試験である作文試験についても、第1次試験に併せて実施します。</u> |
| 第1次試験合格者発表              |                  | 10月8日（火）                                                                                                                                          |
| 第2次試験                   | 口述試験             | 10月17日（木）～11月8日（金）のうち1日                                                                                                                           |
|                         | ピアノ実技<br>（保育Ⅰのみ） | 10月17日（木）～10月30日（水）のうち1日                                                                                                                          |
| 最終合格者発表                 |                  | 11月21日（木）                                                                                                                                         |

### ＜注意事項＞

- それぞれの日程にあわせて受験に必要なお知らせ等を掲載しますので、市ウェブサイトを必ずご確認ください。電話による日程や可否に関するお問い合わせはご遠慮ください。

### ＜合格者発表について＞

- 合格者の受験番号を、発表日を含めて7日間、人事委員会事務局前（市役所東庁舎1階内）の掲示板に掲示するとともに、市ウェブサイトにて公開します。また、下記のとおり通知します。

#### ア 第1次試験合格者発表

合格者のみに文書で通知します。第1次試験合格者となった方で10月11日（金）までに文書が届かない場合は、至急、人事委員会事務局任用課（052 - 972 - 3308）までご連絡ください。

#### イ 最終合格者発表

第2次試験科目を全て受験した方全員に、文書で通知します。

### ＜面接の日程について＞

- 口述試験の日程は第1次試験合格者通知でお知らせします。
- 試験日程を受験者の希望により変更することはできません。

## 4 試験方法

### (1) 合格者の決定方法

#### ＜第1次試験合格者決定方法＞

- ・ 第1次試験において、いずれかの試験科目が一定水準に達しない場合は、不合格となります。その場合、他の試験科目の採点は行いません。
- ・ 受験しなかった試験科目があった場合、全ての試験科目を採点しません。

#### ＜最終合格者決定方法＞

- ・ 合格者は、第1次試験及び第2次試験の得点を合計して決定します。
- ・ 第2次試験において、いずれかの試験科目が一定水準に達しない場合は、不合格となります。その場合、他の試験科目の採点は行いません。
- ・ 受験しなかった試験科目があった場合、全ての試験科目を採点しません。

### (2) 試験の内容、出題分野

- ・ 問題は活字印刷文による出題です。
- ・ 身体の障害等のため受験上の配慮を必要とされる方は、申込手続き時にその旨記入をしてください。
- ・ 試験問題の例題は、市ウェブサイトでご確認ください。

### ア 行政一般・学校事務

| 試験科目  |                | 試験の内容                                                                                                                    | 配点     |
|-------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 第1次試験 | 教養試験<br>(150分) | 公務員として必要な一般的な知識及び知能をみる試験（択一式）<br>知識分野（人文科学、自然科学、社会科学《時事問題、名古屋に関する事項等を含む》）〈25問必須解答〉<br>知能分野（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈）〈25問必須解答〉 | 600点   |
| 第2次試験 | 口述試験           | 個別面接                                                                                                                     | 1,800点 |
|       | 作文試験<br>(60分)  | 与えられた課題についての記述式試験 《9月29日（日）実施》                                                                                           | 600点   |

### イ 土木・建築・機械・電気・司書

| 試験科目  |                | 試験の内容                                                                                                   | 配点     |
|-------|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 第1次試験 | 教養試験<br>(90分)  | 公務員として必要な一般的な知識及び知能をみる試験（択一式）<br>知識分野（社会科学《時事問題、名古屋に関する事項等を含む》）及び<br>知能分野（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈）〈30問必須解答〉 | 210点   |
|       | 専門試験<br>(120分) | 各試験区分に応じた専門的な知識をみる試験（択一式）〈40問必須解答〉<br>(各試験区分における出題分野等はP6【別表】参照)                                         | 390点   |
| 第2次試験 | 口述試験           | 個別面接                                                                                                    | 1,800点 |
|       | 作文試験<br>(60分)  | 与えられた課題についての記述式試験 《9月29日（日）実施》                                                                          | 600点   |

## ウ 消防

| 試験科目  |                | 試験の内容                                                                                                                                                          | 配点     |
|-------|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 第1次試験 | 教養試験<br>(150分) | 公務員として必要な一般的な知識及び知能をみる試験（択一式）<br>知識分野（人文科学、自然科学、社会科学《時事問題、名古屋に関する事項等を含む》）<br>知能分野（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈）                                                         | 600点   |
| 第2次試験 | 口述試験           | 個別面接                                                                                                                                                           | 1,500点 |
|       | 体力検査<br>(1日)   | 職務遂行に必要な基礎体力に関する検査 6種目（上体起こし、握力、長座体前屈、反復横とび、立ち幅とび、20mシャトルラン（往復持久走）〔文部科学省の新体力テスト実施要項に準拠〕）※身体検査のうち、基本色の識別検査も同日に実施します。                                            | 600点   |
|       | 身体検査           | 職務遂行上必要な身体的条件及び健康度をみる検査（尿検査、胸部エックス線検査、心電図等）を各自医療機関等で受検し、人事委員会事務局が指定する様式で提出していただきます。受検に必要な費用は受験者の負担となります。<br>詳細は、第1次試験合格者に文書にてお知らせします。<br>基本色の識別検査は体力検査時に実施します。 | (注)    |
|       | 作文試験<br>(60分)  | 与えられた課題についての記述式試験 《9月29日（日）実施》                                                                                                                                 | 300点   |

(注) 身体検査は点数化しません。

## エ 保育Ⅰ・保育Ⅱ

| 試験科目  |                  | 試験の内容                                                                                             | 配点     |
|-------|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 第1次試験 | 教養試験<br>(90分)    | 公務員として必要な一般的な知識及び知能をみる試験（択一式）<br>知識分野（社会科学《時事問題、名古屋に関する事項等を含む》）<br>知能分野（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈）      | 210点   |
|       | 専門試験<br>(120分)   | 各試験区分に応じた専門的な知識をみる試験（択一式）<br>(各試験区分における出題分野等は【別表】参照)                                              | 390点   |
| 第2次試験 | 口述試験             | 個別面接                                                                                              | 1,800点 |
|       | ピアノ実技<br>(保育Ⅰのみ) | バイエル教則本の「No.97」「No.100」「No.104」（いずれも原書番号）のうち、1曲を演奏する実技試験を行います。<br>演奏する曲は試験当日に指示します。楽譜は各自でお持ちください。 | (注)    |
|       | 作文試験<br>(60分)    | 与えられた課題についての記述式試験 《9月29日（日）実施》                                                                    | 600点   |

(注) ピアノ実技は、職務遂行に必要なピアノ演奏能力を判定するものです（点数化しません）。

### 【別表】第1次試験専門試験の出題分野

| 試験区分  | 出題分野                                                                    |
|-------|-------------------------------------------------------------------------|
| 土 木   | 数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工                |
| 建 築   | 数学・物理・情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画・建築法規、建築施工                                 |
| 機 械   | 数学・物理・情報技術基礎、機械設計、機械工作、原動機、生産システム技術（電気技術、電子技術、制御）・電子機械                  |
| 電 気   | 数学・物理・情報技術基礎、電気基礎、電気機器・電力技術・電子計測制御、電子技術・電子回路・通信技術・電子情報技術                |
| 保育Ⅰ・Ⅱ | 社会福祉、児童家庭福祉（社会的養護を含む）、保育の心理学、保育原理、保育内容、子どもの保健（精神保健を含む）                  |
| 司書    | 生涯学習概論、図書館概論（図書館制度を含む）、図書館経営論、図書館サービス論、情報サービス論、図書館情報資源論、情報資源組織論、児童サービス論 |

## 5 申込手続

※申し込みはインターネットで行ってください。

(やむを得ない事情によりインターネット申込ができない方は、10ページ「13 その他(3)」参照)

- 複数の試験区分に申し込むことはできません。
- 申込後の試験区分の変更は、一切できません。申込前に必ず入力内容をご確認ください。
- 土・日及び祝日のお問い合わせには対応できません。期限に余裕をもって申し込んでください。
- 名古屋市職員採用試験は、申し込みによって試験の準備が進められ、その経費は市民の方に納めていただいた税金でまかなわれます。貴重な税金を有効に活用するためにも、受験申込をした方は必ず受験するようお願いします。

なお、申込前に必ず市ウェブサイトに掲載している採用試験に関する告示をご一読ください。

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                 |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 利用環境               | インターネットに接続できるパソコンと電子メールアドレスのほか、PDFファイルで送付する受験票を印刷するためにプリンターとAdobe Readerが必要となります。 <ul style="list-style-type: none"><li>Adobe Readerは以下のページから無料でダウンロードすることができます。<br/>http://get.adobe.com/jp/reader/</li><li>受験票の印刷はA 4 判の普通紙で行ってください。</li><li>使用されるパソコンの機種や環境等により利用できない場合があります。</li></ul> |                                                                                                                                                 |
| アクセス               | <ul style="list-style-type: none"><li>名古屋市電子申請サービス (https://www.e-shinsei.city.nagoya.jp/) にアクセスし、「令和元年度名古屋市職員採用試験（第2類 [高校卒業程度・18～21歳]、免許資格職）を申し込む」をクリックし、順次画面の指示に従ってください。</li></ul>                                                                                                       |                                                                                                                                                 |
| 申込期間               | 7月9日（火）から8月4日（日）までに本登録が完了したもののみを有効とします。 <ul style="list-style-type: none"><li>期間中でも、午前2時00分から午前4時59分までは申し込みできません。また、システム管理等のため、システムの運用を予告なく停止、休止等する場合がありますので、ご了承ください。</li><li>使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては一切責任を負いかねますので、期限に余裕をもって申し込んでください。</li></ul>                                   |                                                                                                                                                 |
| 申込から第1次試験までの流れ     |                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                 |
| 本登録<br>7/9～<br>8/4 | ①仮登録手続き                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 入力フォームに従って入力し、仮登録してください。<br>※入力時に設定した「パスワード」は受験票の交付等の手続きで必要ですので、必ず控えをとってください。                                                                   |
|                    | ②電子メール受信                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 仮登録完了の電子メールが届きます。<br>登録は完了していませんので、電子メール本文に従って必ず本登録まで完了させてください。<br>※電子メールに記載されている「受付番号」は受験票の交付等の手続きに必要ですので、必ず控えをとってください。                        |
|                    | ③本登録手続き                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 入力内容を確認し、本登録をしてください。                                                                                                                            |
|                    | ④電子メール受信                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 本登録完了の電子メールがおおよそ10分で届きます。                                                                                                                       |
| 受験票等の交付<br>8/28～   | 受験票及び写真票兼承諾書の印刷・写真添付・署名                                                                                                                                                                                                                                                                    | 8月28日（水）以降に送付する電子メール本文に従って、「受付番号」と「パスワード」を入力し、受験票及び写真票兼承諾書を印刷してください。（受験票はPDFファイルとして発行します。）<br>8月30日（金）までに電子メールが届かない場合は、市ウェブサイトに掲載される手順に従ってください。 |
| 第1次試験<br>9/29      | 受験票及び写真票兼承諾書の提示                                                                                                                                                                                                                                                                            | 写真票は必ず写真を貼付し、申込内容を確認のうえ署名をした上で、試験当日に受験票とともにお持ちください。                                                                                             |

## 6 申込後の注意事項

申込後に登録内容に変更のあった方、不慮の事故等により第1次試験会場についての配慮が必要となった方は、至急、人事委員会事務局任用課試験係(電話052-972-3308)までご連絡ください。

## 7 合格から採用まで

- (1) この試験に合格すると、試験区分ごとに、採用候補者名簿に登載されます。
- (2) 最終合格発表後、合格者に対し意向調査や、健康診断等を行います。
- (3) 受験資格がないことや受験申込時の記載事項に不正があることが判明した場合には、この採用試験の受験を無効とします。また、以下に該当すると採用されない場合があります。
  - ア 職種によって必要とされる免許等の資格を採用時に取得できない場合は、採用されません。
  - イ 傷病等により職務に従事できない場合などには、採用されないことがあります。
  - ウ 日本国籍を有しない方で、採用時に法令により永住が認められていない方は、採用されません。
- (4) 採用は、原則として令和2年4月です。

## 8 試験成績の開示

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第31条の規定に基づき、受験者本人が口頭で開示を請求することができます。開示は、閲覧により行います。

| 請求できる人        | 開示内容                                      | 請求期間                                                                                                         | 請求方法                                                                                                              |
|---------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1次試験<br>不合格者 | 科目別得点<br>総合得点<br>合格基準点<br>総合順位            | 第1次試験又は第2次試験の結果発表当日からその翌月同日まで（ただし、最終日が閉庁日の場合は、次の開庁日まで）<br>・ 9：00～12：00<br>・ 13：00～17：00<br>（土・日・祝日・振替休日を除く。） | 人事委員会事務局(中区三の丸三丁目1番1号)において、受験者本人が次の(1)及び(2)を提示して申し出てください。<br>(1) 運転免許証、旅券、学生証等の身分証明書（ <u>写真のあるもの</u> ）<br>(2) 受験票 |
| 第2次試験<br>不合格者 | 第1次試験得点<br>第2次試験得点<br>総合得点<br>合格点<br>総合順位 |                                                                                                              |                                                                                                                   |

- (注)・ 受験しなかった科目がある方は、対象となりません。
- ・ 電話・郵便等による請求は受け付けておりません。
  - ・ 必要提示書類（写真付の身分証明書及び受験票）に不足がある場合は開示できません。
  - ・ 来庁の際は公共交通機関をご利用ください（自家用車での来庁はご遠慮ください。）。

## 9 主な勤務条件

(平成31年4月1日現在 人事給与制度等の改正により変わる場合があります)

### (1) 初任給の例

| 事務・技術<br>学校事務 | 消防       | 保育Ⅰ・Ⅱ<br>(大学卒の場合) | 司書<br>(大学卒の場合) |
|---------------|----------|-------------------|----------------|
| 171,120円      | 182,160円 | 211,025円          | 211,025円       |

- (注)・ 上表の初任給は、給料月額に地域手当を加えたものです。  
・ 学校卒業後の経歴などがある場合は、上記金額に一定の基準により加算されます。

### (2) 諸手当

初任給のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当などの諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

### (3) 勤務時間等（勤務場所により別の定めとなる場合があります。）

1日あたり7時間45分、1週あたり38時間45分です。週休日は週に2日です。

## 10 緊急時の対応

台風や地震などの自然災害等により、やむを得ず試験日程等を変更することがあります。

日程変更等の有無はTwitter ([https://twitter.com/nagoyashi\\_saiyo](https://twitter.com/nagoyashi_saiyo))により、当日午前7時以降にご確認ください。

試験当日、台風や地震などの自然災害や事故等により公共交通機関が遅延し、開始時刻までに間に合わない場合は、必ず各機関が発行する遅延証明書をお持ちください。



## 11 個人情報の取扱い

受験に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用試験において取得した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。



## 12 過去の実施結果

| 実施年度   | 受験者数（人） | 合格者数（人） | 倍率（倍） |
|--------|---------|---------|-------|
| 平成30年度 | 821     | 146     | 5.6   |
| 平成29年度 | 809     | 145     | 5.6   |

（詳しくは市ウェブサイトでご確認ください。）

## 13 その他

### (1) 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任などは、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次のア及びイに該当しない範囲で行われます。その基準は、本市の「日本国籍を有しない職員の任用上の取扱いに関する規程」等に定められています。

ア 公権力の行使に該当する職務（これを行う職域は係単位で定めます。）

（例）税等の賦課・徴収、生活保護の決定、都市計画決定、土地収用、立入検査、道路等に関する許可・制限、建築行為の許可、違反建築物の除去・使用禁止命令、食品衛生監視、環境衛生監視、公害発生施設への改善・停止命令、消防業務全般 など

イ 公の意思の形成への参画に携わる職

（代決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。）

### (2) 本市職員で受験を希望する方

ア 嘱託員、任期付職員、臨時的任用職員

受験資格を満たす場合は、この試験案内に従って申し込みをしてください。

イ 上記以外の本市職員

所属長を通じて手続きをすることとなります。所属長へ申し出をしてください。

### (3) インターネット申込ができない方

やむを得ない事情によりインターネット申込ができない場合は、郵送申込となります。この場合には、11ページの「申込書の請求手続」に従って請求してください。

なお、請求手続に不備がある場合は、申込書を送付いたしかねますので、ご注意ください。

ア 申込書の請求期限 … 7月17日（水）までの消印有効 《持込不可》

（注）申込書は、7月19日（金）以降、到達順に順次発送します。

イ 申込書の提出期限 … 8月4日（日）までの消印有効 《持込不可》

《申込書の請求手続》

**1 請求用封筒（長形3号）を用意する。**

(1) 表面に次のア及びイを記載する。

ア 宛先「〒460-8508（住所不要）名古屋市人事委員会事務局任用課」

イ 「第2類・免許資格職採用試験申込書（〇〇（試験区分））請求」（朱書き）

（例）「第2類・免許資格職採用試験申込書（行政一般）請求」

試験区分は必ず記載してください。

(2) 裏面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を明記する。

**2 返信用封筒（長形3号）を用意する。**

表面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記入して、速達郵送分（長形3号の場合の郵送料362円分）の切手を貼り、表面余白に「速達」と大きく朱書きする。

**3 連絡先（電話番号又はメールアドレス）を用意する（様式不問）。**

**4 請求用封筒に返信用封筒と連絡先を入れ、送付する。**

請求用封筒に「2 返信用封筒」と「3 連絡先」を入れて、所定の郵送料の切手を貼り、郵送する。

(4) 第1次試験会場予定地（受験票受領後、市ウェブサイトを必ずご覧ください。）

【名古屋大学 全学教育棟】 名古屋市千種区不老町

【名古屋市立大学 滝子キャンパス】 名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑1番地

【名古屋市立菊里高等学校】 名古屋市千種区星が丘元町13番7号（※）

※ 高等学校が試験会場となった方は、試験当日は上履き（スリッパ）をお持ちください。

- ・ 受験会場は受験票でお知らせします。必ず各自の受験票で確認してください。
- ・ 試験当日、自家用車等での来場や送迎は、近隣住民の迷惑となるため固く禁止します。公共交通機関を利用してください。
- ・ 試験会場内の下見はできません。
- ・ 試験会場へ電話等で直接問い合わせをすることは、固く禁止します。



## ＜情報コーナー＞

◇ 採用試験に関する最新の情報は市ウェブサイトをご覧ください。

⇒

名古屋市職員採用案内

で

検索 



◇ Twitter (@名古屋市人事委員会) について

人事委員会の実施する採用試験等の情報を発信しています！

フォローをお待ちしております！



◇ 名古屋市職員採用広報映像「集え名古屋へ輝け人間たちよ！」

現役職員が自らの言葉で仕事のやりがいや名古屋市の魅力を動画で語ります！ぜひご覧ください！



◇ 「名古屋市職員 採用総合案内」について

名古屋市の組織、職種、仕事、人事制度などについての概要を掲載したパンフレットです！ぜひ読んでみてください！

詳細は市ウェブサイト「名古屋市職員 採用総合案内」のページをご覧ください。

## ＜申込及び問合せ先＞ 名古屋市人事委員会事務局任用課試験係

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

T E L : 052-972-3308

F A X : 052-972-4182

M a i l : a3308@jinji.city.nagoya.lg.jp

試験案内は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。



令和元年度

## 名古屋市職員採用試験案内（職務経験者）

### 「行政一般・社会福祉・土木・建築・機械・電気」

（注）「職務経験者採用試験」で実施するその他の試験区分（保育Ⅰ・保育Ⅱ）の試験案内は、この案内とは別に作成しています。

【申込期間】

7月9日（火）から8月4日（日）までの本登録完了分有効

令和元年6月25日

名古屋市人事委員会

～ 名古屋市では、民間企業等で職責を果たす中で培ってきた、豊かな経験・積極的な行動力・柔軟な発想力を有し、即戦力として活躍できる人を募集します ～

## 1 試験区分・採用予定人員・主な職務内容

| 試験区分 |      | 採用予定人員※1 | 主な職務内容※2                                                                                            |
|------|------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務   | 行政一般 | 20名程度    | 本庁各局や区役所等、市のあらゆる機関における庶務、予算・経理、戸籍・住民登録、保険年金、税務、生活保護、その他福祉、生涯学習、文化・観光振興、産業振興、生活・流通、環境施策、国際交流、総合企画 など |
|      | 社会福祉 | 5名程度     | 区役所、児童福祉施設・児童相談所、保護施設等における相談・指導（夜間業務を含みます。）、生活保護、精神保健福祉 など                                          |
| 技術   | 土木   | 20名程度    | 本庁各局や公所等における道路・河川の維持管理、公共施設の企画・計画・設計、都市計画、機械・電気設備の保守管理、バス・地下鉄設備等の新設・保守管理等、上下水道設備の保守管理等 など           |
|      | 建築   | 若干名      |                                                                                                     |
|      | 機械   | 若干名      |                                                                                                     |
|      | 電気   | 5名程度     |                                                                                                     |

※1 採用予定人員は現時点での目安であり、今後の事業計画等により変動することがあります。

※2 組織の改廃等により、採用後上表の「主な職務内容」に掲げるもの以外の職務に従事することになる場合もあります。

## 2 受験資格

次の(1)から(5)までのすべての要件を満たすことが必要です。

### (1) 年齢要件

昭和35年（1960年）4月2日から平成元年（1989年）4月1日までに生まれた方

### (2) 職務経験

直近10年（平成21年7月1日から令和元年6月30日まで）中に、職務経験※が通算5年以上ある方。ただし、最低1か所で3年以上継続して就業していた期間が必要です。

#### ※ 通算可能な職務経験について

- 「職務経験」とは、会社員、自営業者、公務員等として、同一の事業所に週あたり30時間以上の勤務を1年（12箇月）以上継続して就業していた期間のことをいいます。
- 対象となる職務経験は、試験区分により異なります。

| 試験区分      | 職務経験                               |
|-----------|------------------------------------|
| 行政一般・社会福祉 | 職種は問いません                           |
| 土 木・建 築   | 各試験区分に対応する設計・施工管理に関する職務経験          |
| 機 械・電 気   | 各試験区分に対応する設計・施工管理又は保守・維持管理に関する職務経験 |

(注) 3ページに「～職務経験期間の計算方法について～」を掲載していますので、必ず確認した上で、申し込みをしてください。

### (3) 資格要件（該当区分のみ）（基準日：令和元年6月30日）

〈社会福祉〉基準日以前に社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を登録している方

〈建築〉基準日以前に建築士法に基づく一級建築士試験に合格している方

(注) 第3次試験で、「社会福祉」区分は社会福祉士登録証（**原本**）又は精神保健福祉士登録証（**原本**）、「建築」区分は一級建築士免許証明書（**原本**）を提示していただきます。

### (4) 次のいずれにも該当しない方

- ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### (5) 本市職員ではない方

ただし、上記受験資格を満たしている本市の嘱託員、任期付職員及び臨時的任用職員は受験できます。

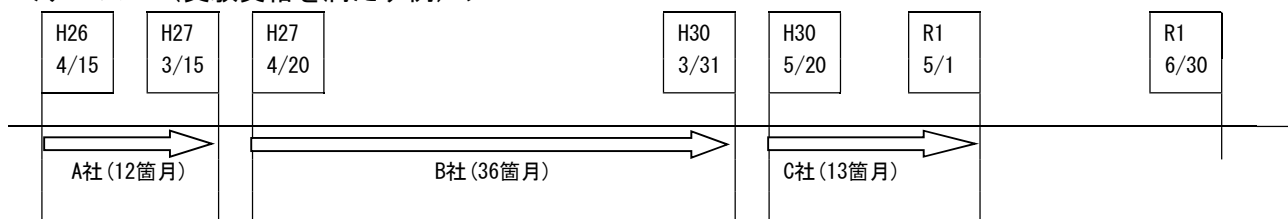
## ～職務経験期間の計算方法について～

### 【職務経験期間の計算の方法】

- ・ 勤務を開始した日が月途中の場合、その月は1か月の就業期間とみなします。また、勤務を終了した日が月途中の場合においても、その月は1か月の就業期間とみなします。（ただし、職務経験期間に通算できるのは一つの職務経験期間が1年以上継続している勤務に限ります。）
- ・ 事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用し週あたり30時間未満となった勤務期間も、継続して就業していた期間として通算します。ただし、短縮される前の所定労働時間は週あたり30時間以上である必要があります。
- ・ 休職、育児休業、介護休業などで休んでいた期間は通算しません。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）等に基づく産前産後休業を取得していた期間は通算します。
- ・ 同一期間内の重複した職務経験は、一方のみを通算します。

→ (通算可能)

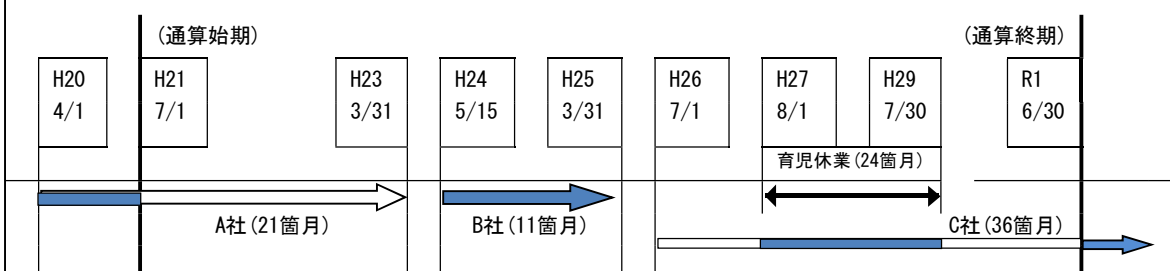
#### <ケース 1（受験資格を満たす例）>



職務経験の合計は 61 箇月 (5 年以上)、かつ B 社で 36 箇月 (3 年) 継続して就業しているので、受験資格を満たす。

→ (通算可能) → (通算不可)

#### <ケース 2（受験資格を満たさない例）>



職務経験の合計が57箇月なので、受験資格を満たさない。

A 社：直近10年間での職務経験なので平成21年7月1日以降の勤務のみ、職務経験として通算します。

B 社：職務経験が1年未満なので、通算できません。

C 社：育児休業期間の24箇月は通算しないので、職務経験は36箇月となります。(36箇月継続は満たす。)  
労働基準法等に基づく産前産後休業を取得していた期間は通算します。

C 社：令和元年7月1日以降の勤務は、職務経験として通算しません。

### 3 試験の日程等

(注) 試験の日程等は変更する場合があります。

| 試験の流れ                          | 日程                                                                                                                                                   |
|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 受験申込                           | 7月9日(火)～8月4日(日)<br>※本登録まで完了させてください。(P6 5 申込手続参照)                                                                                                     |
| 受験票発送                          | 8月28日(水)                                                                                                                                             |
| 受験教室のお知らせ                      | 9月27日(金)<br>名古屋市公式ウェブサイト(以下、市ウェブサイト)に公開します。                                                                                                          |
| 第1次試験                          | 9月29日(日)<br>開 場 午前8時45分<br>着 席 午前9時00分<br>(終了予定 午後0時30分頃)<br>試験会場は受験票をご確認ください。<br>(P10 第1次試験会場予定地 参照)<br><u>なお、第2次試験である論文試験についても、第1次試験に併せて実施します。</u> |
| 第1次試験合格者発表                     | 10月8日(火)                                                                                                                                             |
| 第2次試験(個別面接①)                   | 10月19日(土)、10月26日(土)、11月2日(土)のうち1日                                                                                                                    |
| 第2次試験合格者発表                     | 11月7日(木)                                                                                                                                             |
| 第3次試験<br>(個別面接②・<br>プレゼンテーション) | 11月23日(土)、11月24日(日)、12月1日(日)のうち1日                                                                                                                    |
| 最終合格者発表                        | 12月9日(月)                                                                                                                                             |

#### <注意事項>

- それぞれの日程にあわせて受験に必要なお知らせ等を掲載しますので、市ウェブサイトを必ずご確認ください。電話による日程や可否に関するお問い合わせはご遠慮ください。

#### <合格者発表について>

- 合格者の受験番号を、発表日を含めて7日間、人事委員会事務局前(市役所東庁舎1階内)の掲示板上に掲示するとともに、市ウェブサイトで公開します。また、下記のとおり通知します。

##### ア 第1次試験合格者発表

合格者のみに文書で通知します。第1次試験合格者となった方で10月11日(金)までに文書が届かない場合は、至急、人事委員会事務局任用課(052-972-3308)までご連絡ください。

##### イ 第2次試験合格者発表及び最終合格者発表

それぞれの試験科目を全て受験した方全員に、文書で通知します。第2次試験合格者となった方で11月12日(火)までに文書が届かない場合は、至急、人事委員会事務局任用課(052-972-3308)までご連絡ください。

#### <面接の日程について>

- 第2次試験の日程は第1次試験合格者通知でお知らせします。
- 第3次試験の日程は第2次試験合格者通知でお知らせします。
- 試験日程を受験者の希望により変更することはできません。

## 4 試験方法

### (1) 合格者の決定方法

#### <共通>

- ・ 受験しなかった試験科目があった場合、全ての試験科目を採点しません。

#### <第2次試験合格者決定方法>

- ・ 合格者は、第1次試験及び第2次試験の得点を合計して決定します。
- ・ 第2次試験において、いずれかの試験科目が一定水準に達しない場合は、不合格となります。その場合、他の試験科目の採点は行いません。

#### <最終合格者決定方法>

- ・ 合格者は、第1次試験から第3次試験までの全ての得点を合計して決定します。
- ・ 第3次試験における口述試験が一定水準に達しない場合は、不合格となります。

### (2) 試験の内容、出題分野

- ・ 問題は活字印刷文による出題です。
- ・ 身体の障害等のため受験上の配慮を必要とされる方は、申込手続時にその旨記入をしてください。
- ・ 試験問題の例題は、市ウェブサイトでご確認ください。

| 試験科目  |               | 試験の内容                                                                                                               | 配点     |
|-------|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 第1次試験 | 教養試験<br>(90分) | 公務員として必要な一般的な知識及び知能をみる試験<br>(択一式) <30問 必須解答><br>【出題分野】 知識分野 (社会科学《時事問題、名古屋に関する事項等含む》)<br>知能分野 (文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈) | 120点   |
| 第2次試験 | 論文試験<br>(60分) | 与えられた課題について、これまでの職務経験をふまえた記述式試験を行います。<br>《9月29日(日)実施》                                                               | 600点   |
|       | 口述試験          | 個別面接①                                                                                                               | 600点   |
| 第3次試験 | 口述試験          | 個別面接②・プレゼンテーション<br>これまでの職務により培われた豊かな経験や能力、そして、それらを名古屋市職員としてどう活かしていくかについて発表していただきます。発表後、その内容をふまえて質疑応答など個別面接を行います。    | 1,680点 |

## 5 申込手続

※申し込みはインターネットで行ってください。

(やむを得ない事情によりインターネット申込ができない方は、9 ページ「13 その他(2)」参照)

- 複数の試験区分に申し込むことはできません。
- 申込後の試験区分の変更は、一切できません。申込前に必ず入力内容をご確認ください。
- 土・日及び祝日のお問い合わせには対応できません。期限に余裕をもって申し込んでください。
- 名古屋市職員採用試験は、申し込みによって試験の準備が進められ、その経費は市民の方に納めていただいた税金でまかなわれます。貴重な税金を有効に活用するためにも受験申込をした方は必ず受験するようお願いします。

なお、申込前に必ず市ウェブサイトに掲載している採用試験に関する告示をご一読ください。

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                               |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 利用環境               | インターネットに接続できるパソコンと電子メールアドレスのほか、PDFファイルで送付する受験票を印刷するためにプリンターとAdobe Readerが必要となります。 <ul style="list-style-type: none"><li>Adobe Readerは以下のページから無料でダウンロードすることができます。<br/>http://get.adobe.com/jp/reader/</li><li>受験票の印刷はA 4 判の普通紙で行ってください。</li><li>使用されるパソコンの機種や環境等により利用できない場合があります。</li></ul> |                                                                                                                                               |
| アクセス               | <ul style="list-style-type: none"><li>名古屋市電子申請サービス（https://www.e-shinsei.city.nagoya.jp/）にアクセスし、「平成31年度名古屋市職員採用試験（職務経験者）を申し込む」をクリックし、順次画面の指示に従ってください。</li></ul>                                                                                                                            |                                                                                                                                               |
| 申込期間               | 7月9日（火）から8月4日（日）までに本登録が完了したもののみを有効とします。 <ul style="list-style-type: none"><li>期間中でも、午前2時00分から午前4時59分までは申し込みできません。また、システム管理等のため、システムの運用を予告なく停止、休止等する場合がありますので、ご了承ください。</li><li>使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては一切責任を負いかねますので、期限に余裕をもって申し込んでください。</li></ul>                                   |                                                                                                                                               |
| 申込から第1次試験までの流れ     |                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                               |
| 本登録<br>7/9～<br>8/4 | ①仮登録手続き                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 入力フォームに従って入力し、仮登録してください。<br>※入力時に設定した「パスワード」は受験票の交付等の手続きで必要ですので、必ず控えをとってください。                                                                 |
|                    | ②電子メール受信                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 仮登録完了の電子メールが届きます。<br>登録は完了していませんので、メール本文に従って必ず本登録まで完了させてください。<br>※電子メールに記載されている「受付番号」は受験票の交付等の手続きに必要ですので、必ず控えをとってください。                        |
|                    | ③本登録手続き                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 入力内容を確認し、本登録をしてください。                                                                                                                          |
|                    | ④電子メール受信                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 本登録完了の電子メールが10分程度で届きます。                                                                                                                       |
| 受験票等の交付<br>8/28～   | 受験票及び<br>写真票兼承諾書の<br>印刷・写真添付・<br>署名                                                                                                                                                                                                                                                        | 8月28日（水）以降に送付する電子メールを確認し、「受付番号」と「パスワード」を入力し、受験票及び写真票兼承諾書を印刷してください。（受験票はPDFファイルとして発行します。）<br>8月30日（金）までに電子メールが届かない場合は、市ウェブサイトに掲載される手順に従ってください。 |
| 第1次試験<br>9/29      | 受験票及び<br>写真票兼承諾書を<br>提示                                                                                                                                                                                                                                                                    | 写真票は必ず写真を貼付し、申込内容を確認のうえ署名をした上で、試験当日に受験票とともにお持ちください。                                                                                           |



## 6 申込後の注意事項

申込後に登録内容に変更のあった方、不慮の事故等により第1次試験会場についての配慮が必要となった方は、至急、人事委員会事務局任用課試験係(電話052-972-3308)までご連絡ください。

## 7 合格から採用まで

- (1) この試験に合格すると、試験区分ごとに、採用候補者名簿に登載されます。
- (2) 最終合格発表後、合格者に対し意向調査や、健康診断等を行います。
- (3) 受験資格がないことや受験申込時の記載事項に不正があることが判明した場合には、この採用試験の受験を無効とします。また、以下に該当すると採用されない場合があります。
  - ア 「職務経験期間」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等に基づき事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用した期間」の確認は、職歴証明書の提出をもって実施します。職務経験期間の確認ができない場合には、採用されません。
  - イ 傷病等により職務に従事できない場合などには、採用されないことがあります。
  - ウ 日本国籍を有しない方で、採用時に法令により永住が認められていない方は、採用されません。
- (4) 採用は、原則として令和2年4月です。

## 8 試験成績の開示

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第31条の規定に基づき、受験者本人が口頭で開示を請求することができます。開示は、閲覧により行います。

| 請求できる人        | 開示内容                                                 | 請求期間                                                                                                                                                       | 請求方法                                                                                                                   |
|---------------|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1次試験<br>不合格者 | 科目別得点<br>総合得点<br>合格基準点<br>総合順位                       | 各試験の結果発表当日からその翌月同日まで（ただし、最終日が閉庁日の場合は、次の開庁日まで）<br>{ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9：00～12：00</li> <li>・ 13：00～17：00</li> </ul> （土・日・祝日・振替休日を除く。） | 人事委員会事務局(中区三の丸三丁目1番1号)において、 <b>受験者本人</b> が次の(1)及び(2)を提示して申し出てください。<br>(1) 運転免許証、旅券等の身分証明書（ <u>写真のあるもの</u> ）<br>(2) 受験票 |
| 第2次試験<br>不合格者 | 第1次試験得点<br>第2次試験得点<br>総合得点<br>合格基準点<br>総合順位          |                                                                                                                                                            |                                                                                                                        |
| 第3次試験<br>不合格者 | 第1次試験得点<br>第2次試験得点<br>第3次試験得点<br>総合得点<br>合格点<br>総合順位 |                                                                                                                                                            |                                                                                                                        |

- (注)
- ・ 電話・郵便等による請求は受け付けておりません。
  - ・ 必要提示書類（写真付の身分証明書及び受験票）に不足がある場合は開示できません。
  - ・ 来庁の際は公共交通機関をご利用ください（自家用車での来庁はご遠慮ください。）。
  - ・ 受験しなかった科目がある方は、対象となりません。



## 9 主な勤務条件

(平成31年4月1日現在 人事給与制度等の改正により変わる場合があります)

### (1) 初任給の例

| 採用時の年齢 | 職務経験 | 初任給例     |
|--------|------|----------|
| 31歳    | 5年   | 236,900円 |
| 41歳    | 15年  | 263,925円 |
| 51歳    | 25年  | 303,025円 |

(注) 上表の初任給例は、22歳で大学卒業後、採用時の年齢及びそれぞれの職務経験を考慮した給料月額に、地域手当を加えたものです。また、職務経験内容等により初任給例と異なる場合があります。なお、上限額は303,025円となります。

### (2) 諸手当

初任給のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当などの諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

### (3) 勤務時間等（勤務場所により別の定めとなる場合があります。）

1日あたり7時間45分、1週あたり38時間45分です。週休日は週に2日です。

## 10 緊急時の対応

台風や地震などの自然災害等により、やむを得ず試験日程等を変更することがあります。

日程変更等の有無はTwitter([https://twitter.com/nagoyashi\\_saiyo](https://twitter.com/nagoyashi_saiyo))により、当日午前7時以降にご確認ください。

試験当日、台風や地震などの自然災害や事故等により公共交通機関が遅延し、開始時刻までに間に合わない場合は、必ず各機関が発行する遅延証明書をお持ちください。



## 11 個人情報の取扱い

受験に際して提出された書類等は一切返却しません。

なお、採用試験において取得した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

## 12 平成30年度実施結果

| 試験区分 |      | 受験者数(人) | 合格者数(人) | 倍率(倍) |
|------|------|---------|---------|-------|
| 事務   | 行政一般 | 566     | 38      | 14.9  |
|      | 社会福祉 | 51      | 13      | 3.9   |
| 技術   | 土木   | 34      | 17      | 2.0   |
|      | 建築   | 8       | 3       | 2.7   |
|      | 機械   | 26      | 11      | 2.4   |
|      | 電気   | 12      | 6       | 2.0   |

(詳しくは市ウェブサイトでご確認ください。)

## 13 その他

### (1) 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任などは、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次のア及びイに該当しない範囲で行われます。その基準は、本市の「日本国籍を有しない職員の任用上の取扱いに関する規程」等に定められています。

ア 公権力の行使に該当する職務（これを行う職域は係単位で定めます。）

（例）税等の賦課・徴収、生活保護の決定、都市計画決定、土地収用、立入検査、道路等に関する許可・制限、建築行為の許可、違反建築物の除去・使用禁止命令、食品衛生監視、環境衛生監視、公害発生施設への改善・停止命令、消防業務全般 など

イ 公の意思の形成への参画に携わる職

（代決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。）

### (2) インターネット申込ができない方

やむを得ない事情によりインターネット申込ができない場合は、郵送申込となります。この場合には、以下の「申込書の請求手続」に従って請求してください。

なお、請求手続に不備がある場合は、申込書を送付いたしかねますので、ご注意ください。

ア 申込書の請求期限 … 7月17日（水）までの消印有効 《持込不可》

（注）申込書は、7月19日（金）以降、到達順に順次発送します。

イ 申込書の提出期限 … 8月4日（日）までの消印有効 《持込不可》

#### 《申込書の請求手続》

#### 1 請求用封筒（長形3号）を用意する。

(1) 表面に次のア及びイを記載する。

ア 宛先「〒460-8508（住所不要）名古屋市人事委員会事務局任用課」

イ 「職務経験者採用試験申込書（〇〇（試験区分））請求」（朱書き）

(2) 裏面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を明記する。

#### 2 返信用封筒（長形3号）を用意する。

表面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記入して、速達郵送分（長形3号の場合は、362円分）の切手を貼り、表面余白に「速達」と大きく朱書きする。

#### 3 連絡先（電話番号又はメールアドレス）を用意する（様式不問）。

#### 4 請求用封筒に返信用封筒と連絡先を入れ、郵送する。

(3) 第1次試験会場予定地（受験票受領後、市ウェブサイトを必ずご覧ください。）

【名古屋大学 全学教育棟】 名古屋市千種区不老町

【名古屋市立大学 滝子キャンパス】 名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑1番地

【名古屋市立菊里高等学校】 名古屋市千種区星が丘元町13番7号（※）

※ 高等学校が試験会場となった方は、試験当日は上履き（スリッパ）をお持ちください。

- ・ 受験会場は受験票でお知らせします。必ず各自の受験票で確認してください。
- ・ 試験当日、自家用車等での来場や送迎は、近隣住民の迷惑となるため固く禁止します。公共交通機関を利用してください。
- ・ 試験会場内の下見はできません。
- ・ 試験会場へ電話等で直接問い合わせをすることは、固く禁止します。

### ＜情報コーナー＞

◇ 採用試験に関する最新の情報は市ウェブサイトをご覧ください。

⇒

名古屋市職員採用案内

で

検索 



◇ 市ウェブサイトの「よくある質問」をー読ください。

＜よくある質問の一例＞

Q. 週の勤務日数が3日や4日の場合がありますが、職務経験に該当しますか？

A. 一定の条件を満たせば該当します。

同一の事業所に週あたり30時間以上の勤務を一定期間継続して就業していれば、職務経験に該当します。

◇ Twitter（@名古屋市人事委員会）について

人事委員会の実施する採用試験等の情報を発信しています！

フォローをお待ちしております！



◇ 「名古屋市職員 採用総合案内」について

名古屋市の組織、職種、仕事、人事制度等についての概要を掲載したパンフレットです！ぜひ読んでみてください！

詳細は市ウェブサイト「名古屋市職員 採用総合案内」のページをご覧ください。

＜申込及び問合せ先＞ 名古屋市人事委員会事務局任用課試験係

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL: 052-972-3308

FAX: 052-972-4182

Mail: a3308@jinji.city.nagoya.lg.jp

試験案内は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。



令和元年度

## 名古屋市職員採用試験案内（職務経験者） 「保育Ⅰ」「保育Ⅱ」

（注）「職務経験者採用試験」で実施するその他の試験区分（「行政一般・社会福祉・土木・建築・機械・電気」）については、この案内とは別に作成しています。

令和元年6月25日

名古屋市人事委員会

【申込期間】

7月9日（火）から8月4日（日）までの本登録完了分有効

～ 名古屋市では、民間企業等で職責を果たす中で培ってきた、豊かな  
経験・積極的な行動力・柔軟な発想力を有し、即戦力として活躍できる人を  
募集します ～

### TOPICS

- ▶ 今年度から、保育所以外の児童福祉施設（夜間業務を含みます。）等で児童の保育を行う「保育Ⅱ」の区分を実施します

### 1 試験区分・採用予定人員・主な職務内容

| 試験区分  | 採用予定人員※1 | 主な職務内容※2                                |
|-------|----------|-----------------------------------------|
| 保 育 Ⅰ | 若干名      | ・ 保育所における児童の保育 など                       |
| 保 育 Ⅱ | 若干名      | ・ 保育所以外の児童福祉施設（夜間業務を含みます。）等における児童の保育 など |

※1 採用予定人員は現時点での目安であり、今後の事業計画等により変動することがあります。

※2 組織の改廃等により、採用後上表の「主な職務内容」に掲げるもの以外の職務に従事することになる場合もあります。

## 2 受験資格

次の(1)から(4)までのすべての要件を満たす必要があります。

### (1) 年齢要件

昭和35年（1960年）4月2日から平成元年（1989年）4月1日までに生まれた方

### (2) 免許資格・職務経験

直近10年（平成21年7月1日から令和元年6月30日まで）中に、保育所等※1における保育士※2としての職務経験が通算5年以上※3ある方。ただし、最低1か所で3年以上継続して就業していた期間が必要です。

※1 「保育所等」とは、次の施設及び事業所です。

- ・ 保育所や児童養護施設をはじめとする児童福祉施設
- ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に定める認定こども園
- ・ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める児童の一時保護施設
- ・ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を行う事業所

※2 第2次試験で、保育士証（**原本**）を確認します。詳しくは第1次試験合格者宛てに通知します。

※3 通算可能な職務経験について

- ・ 保育士登録後の就業期間のみ職務経験として通算できます。
- ・ 同一の保育所等において、週あたり30時間以上の勤務を1年以上継続して就業していた期間のことをいいます。

(注) 3ページに「～職務経験期間の計算方法について～」を掲載していますので、必ず確認した上で、申し込みをしてください。

### (3) 次のいずれにも該当しない方

- ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### (4) 本市職員ではない方

ただし、上記受験資格を満たしている本市の嘱託員、任期付職員及び臨時的任用職員は受験できます。

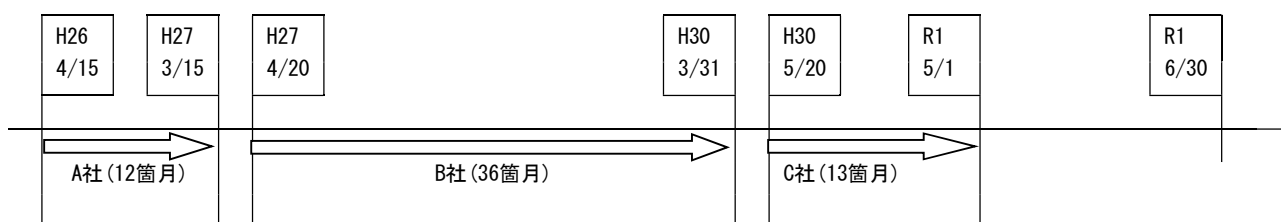
## ～職務経験期間の計算方法について～

### 【職務経験期間の計算の方法】

- ・ 勤務を開始した日が月途中の場合、その月は1か月の就業期間とみなします。また、勤務を終了した日が月途中の場合においても、その月は1か月の就業期間とみなします。（ただし、職務経験期間に通算できるのは一つの職務経験期間が1年以上継続している勤務に限ります。）
- ・ 事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用し週あたり30時間未満となった勤務期間も、継続して就業していた期間として通算します。ただし、短縮される前の所定労働時間は週あたり30時間以上であることが必要です。
- ・ 休職、育児休業、介護休業などで休んでいた期間は通算しません。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）等に基づく産前産後休業を取得していた期間は通算します。
- ・ 同一期間内の重複した職務経験は、一方のみを通算します。

⇒（通算可能）

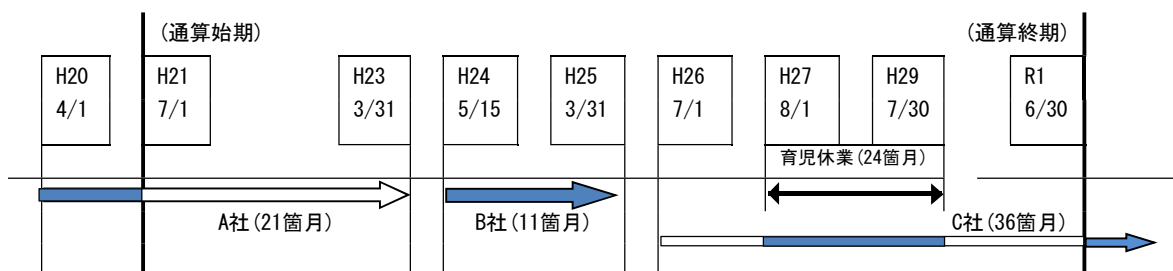
#### <ケース1（受験資格を満たす例）>



職務経験の合計は 61 箇月（5 年以上）、かつ B 社で 36 箇月（3 年）継続して就業しているため、受験資格を満たす。

⇒（通算可能） ⇒（通算不可）

#### <ケース2（受験資格を満たさない例）>



職務経験の合計が57箇月なので、受験資格を満たさない。

A 社：直近10年間での職務経験なので平成21年7月1日以降の勤務のみ、職務経験として通算します。

B 社：職務経験が1年未満なので、通算できません。

C 社：育児休業期間の24箇月は通算しないので、職務経験は36箇月となります。（36箇月継続は満たす。）  
労働基準法等に基づく産前産後休業を取得していた期間は通算します。

C 社：令和元年7月1日以降の勤務は、職務経験として通算しません。

### 3 試験の日程等

(注) 試験の日程等は変更する場合があります。

| 試験の流れ                 | 日程                                                     |
|-----------------------|--------------------------------------------------------|
| 受験申込                  | 7月9日(火)～8月4日(日)<br>※本登録まで完了させてください。(P6 5 申込手続き参照)      |
| 受験票発送                 | 8月28日(水)                                               |
| 受験教室のお知らせ             | 9月27日(金)<br>名古屋市公式ウェブサイト(以下、市ウェブサイト)に公開します。            |
| 第1次試験<br>(教養試験及び専門試験) | 9月29日(日)<br>開 場 午前8時45分<br>着 席 午前9時00分 (終了予定 午後0時30分頃) |
| 第1次試験合格者発表            | 10月8日(火)                                               |
| 第2次試験<br>(個別面接など)     | 10月29日(火)、10月30日(水)のうち1日                               |
| 最終合格者発表               | 11月21日(木)                                              |

#### <注意事項>

- それぞれの日程にあわせて受験に必要なお知らせ等を掲載しますので、市ウェブサイトを必ずご確認ください。電話による日程や可否に関するお問い合わせはご遠慮ください。

#### <合格者発表について>

- 合格者の受験番号を、発表日を含めて7日間、人事委員会事務局前(市役所東庁舎1階内)の掲示板に掲示するとともに、市ウェブサイトで公開します。また、下記のとおり通知します。

##### ア 第1次試験合格者発表

合格者のみに文書で通知します。第1次試験合格者となった方で10月11日(金)までに文書が届かない場合は、至急、人事委員会事務局任用課(052-972-3308)までご連絡ください。

##### イ 最終合格者発表

第2次試験科目を全て受験した方全員に、文書で通知します。

#### <面接の日程について>

- 第2次試験の日程は第1次試験合格者通知でお知らせします。
- 試験日程を受験者の希望により変更することはできません。

#### <第1次試験会場予定地> (受験票受領後、市ウェブサイトを必ずご覧ください。)

- 受験会場は受験票でお知らせします。必ず各自の受験票で確認してください。
- 試験当日、自家用車等での来場や送迎は、近隣住民の迷惑となるため固く禁止します。公共交通機関を利用してください。
- 試験会場内の下見はできません。
- 試験会場へ電話等で直接問い合わせをすることは、固く禁止します。

【名古屋大学 全学教育棟】 名古屋市千種区不老町

【名古屋市立大学 滝子キャンパス】 名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑1番地

【名古屋市立菊里高等学校】 名古屋市千種区星が丘元町13番7号(※)

※ 高等学校が試験会場となった方は、試験当日は上履き(スリッパ)をお持ちください。

## 4 試験方法

### (1) 合格者の決定方法

#### <共通>

- ・ 受験しなかった試験科目があった場合、全ての試験科目を採点しません。

#### <第1次試験合格者決定方法>

- ・ 第1次試験において、いずれかの試験科目が一定水準に達しない場合は、不合格となります。  
その場合、他の試験科目の採点は行いません。

#### <最終合格者決定方法>

- ・ 合格者は、第1次試験及び第2次試験の得点を合計して決定します。
- ・ 第2次試験において、いずれかの試験科目が一定水準に達しない場合は、不合格となります。  
その場合、他の試験科目の採点は行いません。

### (2) 試験の内容、出題分野

- ・ 問題は活字印刷文による出題です。
- ・ 身体障害等のため受験上の配慮を必要とされる方は、申込手続き時にその旨記入をしてください。
- ・ 試験問題の例題は、市ウェブサイトでご確認ください。

### ア 保育Ⅰ

| 試験科目  |               | 試験の内容                                                                                                             | 配点     |
|-------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 第1次試験 | 教養試験<br>(90分) | 公務員として必要な一般的な知識及び知能をみる試験<br>(択一式) <30問 必須解答><br>【出題分野】知識分野(社会科学《時事問題、名古屋に関する事項等含む》)、<br>知能分野(文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈) | 120点   |
|       | 専門試験<br>(60分) | 保育士として職務遂行に必要な知識をみる試験(択一式) <20問 必須解答><br>【出題分野】社会福祉、児童家庭福祉(社会的養護を含む)、保育の心理学、保育原理、<br>保育内容、子どもの保健(精神保健を含む)         | 480点   |
| 第2次試験 | 実技面接          | これまでの職務により培った能力に関する実技試験を行います。実技終了後、関連した<br>質疑応答を行います。詳細は第1次試験合格者に通知します。                                           | 1,200点 |
|       | 個別面接          | 個別面接を行います。                                                                                                        | 1,200点 |
|       | ピアノ実技<br>(※)  | バイエル教則本の「No. 97」「No. 100」「No. 104」(いずれも原書番号)のうち1曲を演奏<br>する実技試験を行います。<br>演奏する曲は試験当日に指示します。楽譜は各自でお持ちください。           | —      |

(※) ピアノ実技は、職務遂行に必要なピアノ演奏能力を判定するものです(点数化しません。)

### イ 保育Ⅱ

| 試験科目  |                         | 試験の内容                                                                                                             | 配点     |
|-------|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 第1次試験 | 教養試験<br>(90分)           | 公務員として必要な一般的な知識及び知能をみる試験<br>(択一式) <30問 必須解答><br>【出題分野】知識分野(社会科学《時事問題、名古屋に関する事項等含む》)、<br>知能分野(文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈) | 120点   |
|       | 専門試験<br>(60分)           | 保育士として職務遂行に必要な知識をみる試験(択一式) <20問 必須解答><br>【出題分野】社会福祉、児童家庭福祉(社会的養護を含む)、保育の心理学、保育原理、<br>保育内容、子どもの保健(精神保健を含む)         | 480点   |
| 第2次試験 | 個別面接①                   | 個別面接を行います。                                                                                                        | 1,200点 |
|       | 個別面接②・<br>プレゼンテー<br>ション | これまでの職務により培われた豊かな経験や能力、そして、それらを名古屋市職員<br>としてどう活かしていくかについて発表していただきます。発表後、その内容をふま<br>えて質疑応答など個別面接を行います。             | 1,200点 |



## 5 申込手続 ※申し込みはインターネットで行ってください。

(やむを得ない事情によりインターネット申込ができない方は、9 ページ「13 その他(2)」参照)

- 複数の試験区分に申し込むことはできません。
- 申込後の試験区分の変更は、一切できません。申込前に必ず入力内容をご確認ください。
- 土・日及び祝日のお問い合わせには対応できません。期限に余裕をもって申し込んでください。
- 名古屋市職員採用試験は、申し込みによって試験の準備が進められ、その経費は市民の方に納めていただいた税金でまかなわれます。貴重な税金を有効に活用するためにも受験申込をした方は必ず受験するようお願いします。

なお、申込前に必ず市ウェブサイトに掲載している採用試験に関する告示をご一読ください。

|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                               |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 利用環境                 | インターネットに接続できるパソコンと電子メールアドレスのほか、PDFファイルで送付する受験票を印刷するためにプリンターとAdobe Readerが必要となります。 <ul style="list-style-type: none"><li>Adobe Readerは以下のページから無料でダウンロードすることができます。<br/>http://get.adobe.com/jp/reader/</li><li>受験票の印刷はA 4 判の普通紙で行ってください。</li><li>使用されるパソコンの機種や環境等により利用できない場合があります。</li></ul> |                                                                                                                                               |
| アクセス                 | <ul style="list-style-type: none"><li>名古屋市電子申請サービス (https://www.e-shinsei.city.nagoya.jp/) にアクセスし、「平成31年度名古屋市職員採用試験（職務経験者・保育）を申し込む」をクリックし、順次画面の指示に従ってください。</li></ul>                                                                                                                       |                                                                                                                                               |
| 申込期間                 | 7月9日（火）から8月4日（日）までに本登録が完了したもののみを有効とします。 <ul style="list-style-type: none"><li>期間中でも、午前2時00分から午前4時59分までは申し込みできません。また、システム管理等のため、システムの運用を予告なく停止、休止等する場合がありますので、ご了承ください。</li><li>使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては一切責任を負いかねますので、期限に余裕をもって申し込んでください。</li></ul>                                   |                                                                                                                                               |
| 申込から第1次試験までの流れ       |                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                               |
| 本登録<br>7/9～<br>8/4   | ①仮登録手続き                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 入力フォームに従って入力し、仮登録してください。<br>※入力時に設定した「パスワード」は受験票の交付等の手続きで必要ですので、必ず控えをとってください。                                                                 |
|                      | ②電子メール受信                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 仮登録完了の電子メールが届きます。<br>登録は完了していませんので、メール本文に従って必ず本登録まで完了させてください。<br>※電子メールに記載されている「受付番号」は受験票の交付等の手続きに必要ですので、必ず控えをとってください。                        |
|                      | ③本登録手続き                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 入力内容を確認し、本登録をしてください。                                                                                                                          |
|                      | ④電子メール受信                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 本登録完了の電子メールが10分程度で届きます。                                                                                                                       |
| 受験票等の<br>交付<br>8/28～ | 受験票及び<br>写真票兼承諾書の<br>印刷・写真添付・<br>署名                                                                                                                                                                                                                                                        | 8月28日（水）以降に送付する電子メールを確認し、「受付番号」と「パスワード」を入力し、受験票及び写真票兼承諾書を印刷してください。（受験票はPDFファイルとして発行します。）<br>8月30日（金）までに電子メールが届かない場合は、市ウェブサイトに掲載される手順に従ってください。 |
| 第1次試験<br>9/29        | 受験票及び<br>写真票兼承諾書を<br>提示                                                                                                                                                                                                                                                                    | 写真票は必ず写真を貼付し、申込内容を確認のうえ署名をした上で、試験当日に受験票とともにお持ちください。                                                                                           |

## 6 申込後の注意事項

申込後に登録内容に変更のあった方、不慮の事故等により第1次試験会場についての配慮が必要となった方は、至急、人事委員会事務局任用課試験係(電話052-972-3308)までご連絡ください。

## 7 合格から採用まで

- (1) この試験に合格すると、試験区分ごとに、採用候補者名簿に登載されます。
- (2) 最終合格発表後、合格者に対し意向調査や、健康診断等を行います。
- (3) 受験資格がないことや受験申込時の記載事項に不正があることが判明した場合には、この採用試験の受験を無効とします。また、以下に該当すると採用されない場合があります。
  - ア 「職務経験期間」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等に基づき事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用した期間」の確認は、職歴証明書の提出をもって実施します。職務経験期間の確認ができない場合には、採用されません。
  - イ 傷病等により職務に従事できない場合などには、採用されないことがあります。
  - ウ 日本国籍を有しない方で、採用時に法令により永住が認められていない方は、採用されません。
- (4) 採用は、原則として令和2年4月です。

## 8 試験成績の開示

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第31条の規定に基づき、受験者本人が口頭で開示を請求することができます。開示は、閲覧により行います。

| 請求できる人        | 開示内容                                      | 請求期間                                                                                                      | 請求方法                                                                                                          |
|---------------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1次試験<br>不合格者 | 科目別得点<br>総合得点<br>合格基準点<br>総合順位            | 第1次試験又は第2次試験の結果<br>発表当日からその翌月同日まで<br>(ただし、最終日が閉庁日の場合は、次の開庁日まで)                                            | 人事委員会事務局(中区三の丸三丁目1番1号)において、 <b>受験者本人</b> が次の(1)及び(2)を提示して申し出てください。<br>(1) 運転免許証、旅券等の身分証明書(写真のあるもの)<br>(2) 受験票 |
| 第2次試験<br>不合格者 | 第1次試験得点<br>第2次試験得点<br>総合得点<br>合格点<br>総合順位 | { <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9:00~12:00</li> <li>・ 13:00~17:00</li> </ul> (土・日・祝日・振替休日を除く。) |                                                                                                               |

- (注)
- ・ 電話・郵便等による請求は受け付けておりません。
  - ・ 必要提示書類(写真付の身分証明書及び受験票)に不足がある場合は開示できません。
  - ・ 来庁の際は公共交通機関をご利用ください(自家用車での来庁はご遠慮ください。)
  - ・ 受験しなかった科目がある方は、対象となりません。

## 9 主な勤務条件

(平成31年4月1日現在 人事給与制度等の改正により変わる場合があります)

### (1) 初任給の例

| 採用時の年齢 | 職務経験 | 初任給例     |
|--------|------|----------|
| 31歳    | 5年   | 236,900円 |
| 41歳    | 15年  | 263,925円 |
| 51歳    | 25年  | 303,025円 |

(注) 上表の初任給例は、22歳で大学卒業後、採用時の年齢及びそれぞれの職務経験を考慮した給料月額に、地域手当を加えたものです。また、職務経験内容等により初任給例と異なる場合があります。なお、上限額は303,025円となります。

### (2) 諸手当

初任給のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当などの諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

### (3) 勤務時間等（勤務場所により別の定めとなる場合があります。）

1日あたり7時間45分、1週あたり38時間45分です。週休日は週に2日です。

## 10 緊急時の対応

台風や地震などの自然災害等により、やむを得ず試験日程等を変更することがあります。

日程変更等の有無はTwitter([https://twitter.com/nagoyashi\\_saiyo](https://twitter.com/nagoyashi_saiyo))により、当日午前7時以降にご確認ください。

試験当日、台風や地震などの自然災害や事故等により公共交通機関が遅延し、開始時刻までに間に合わない場合は、必ず各機関が発行する遅延証明書をお持ちください。



## 11 個人情報の取扱い

受験に際して提出された書類等は一切返却しません。

なお、採用試験において取得した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

## 12 過去の実施結果(保育Ⅰ)

| 実施年度   | 受験者数(人) | 合格者数(人) | 倍率(倍) |
|--------|---------|---------|-------|
| 平成30年度 | 16      | 7       | 2.3   |
| 平成29年度 | 19      | 4       | 4.8   |

(詳しくは市ウェブサイトでご確認ください。)

## 13 その他

### (1) 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任などは、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次のア及びイに該当しない範囲で行われます。その基準は、本市の「日本国籍を有しない職員の任用上の取扱いに関する規程」等に定められています。

ア 公権力の行使に該当する職務（これを行う職域は係単位で定めます。）

（例）税等の賦課・徴収、生活保護の決定、都市計画決定、土地収用、立入検査、道路等に関する許可・制限、建築行為の許可、違反建築物の除去・使用禁止命令、食品衛生監視、環境衛生監視、公害発生施設への改善・停止命令、消防業務全般 など

イ 公の意思の形成への参画に携わる職

（代決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。）

### (2) インターネット申込ができない方

やむを得ない事情によりインターネット申込ができない場合は、郵送申込となります。この場合には、以下の「申込書の請求手続」に従って請求してください。

なお、請求手続に不備がある場合は、申込書を送付いたしかねますので、ご注意ください。

ア 申込書の請求期限 … 7月17日（水）までの消印有効 《持込不可》

（注）申込書は、7月19日（金）以降、到達順に順次発送します。

イ 申込書の提出期限 … 8月4日（日）までの消印有効 《持込不可》

#### 《申込書の請求手続》

#### 1 請求用封筒（長形3号）を用意する。

(1) 表面に次のア及びイを記載する。

ア 宛先「〒460-8508（住所不要）名古屋市人事委員会事務局任用課」

イ 「職務経験者採用試験申込書（〇〇（試験区分））請求」（朱書き）

(2) 裏面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を明記する。

#### 2 返信用封筒（長形3号）を用意する。

表面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記入して、速達郵送分（長形3号の場合は、362円分）の切手を貼り、表面余白に「速達」と大きく朱書きする。

#### 3 連絡先（電話番号又はメールアドレス）を用意する（様式不問）。

#### 4 請求用封筒に返信用封筒と連絡先を入れ、郵送する。

## ＜情報コーナー＞

◇ 採用試験に関する最新の情報は市ウェブサイトをご覧ください。



⇒  で

また、名古屋市では、公立保育園の保育士など、臨時的任用職員や嘱託員等を募集しています。採用情報は市ウェブサイトで確認してください。

《注意：臨時的任用職員、嘱託員等としての任用は、正式任用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません》

◇ 市ウェブサイトの「よくある質問」をご一読ください。

＜よくある質問の一例＞

Q. 週の勤務日数が3日や4日の場合がありますが、職務経験に該当しますか？

A. 一定の条件を満たせば該当します。

同一の事業所に週あたり30時間以上の勤務を一定期間継続して就業していれば、職務経験に該当します。

◇ Twitter (@名古屋市人事委員会) について

人事委員会の実施する採用試験等の情報を発信しています！  
フォローをお待ちしております！



◇ 「名古屋市職員 採用総合案内」について

名古屋市の組織、職種、仕事、人事制度などについての概要を掲載したパンフレットです！ぜひ読んでみてください！

詳細は市ウェブサイト「名古屋市職員 採用総合案内」のページをご覧ください。

＜申込及び問合せ先＞ 名古屋市人事委員会事務局任用課試験係

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

T E L : 052-972-3308

F A X : 052-972-4182

M a i l : a3308@jinji.city.nagoya.lg.jp

試験案内は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

## 令和元年度愛知県排水設備工事責任技術者試験等公告

令和元年度愛知県排水設備工事責任技術者試験及び排水設備工事責任技術者更新講習を次のように実施するので、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第22条第2項の規定により公告します。

令和元年 6月27日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

### 1 愛知県排水設備工事責任技術者試験

#### (1) 試験の日時

令和元年11月24日（日） 午後 1時から午後 3時30分まで

#### (2) 試験の場所

名城大学 天白キャンパス 12号館

名古屋市天白区塩釜ロー一丁目 501番地

#### (3) 試験の方法

筆記試験（マークシート方式）として実施します。

#### (4) 試験の受験資格

次のアからエまでのいずれかに該当する者

ア 高等学校の土木工学科、大学の土木工学科、大学院の土木工学研究科  
又はこれらに相当する課程を修了して卒業した者

イ 高等学校、大学、大学院等を卒業した者で、試験日現在において、排水設備工事等の設計又は施工に関し、1年以上の実務経験を有する者

ウ 試験日現在において、排水設備工事等の設計又は施工に関し、2年以上の実務経験を有する者

エ 上記アからウまでに掲げる者に準ずる者として別に定める者

#### (5) 試験の申込み

ア 申込書の配布期間及び方法

令和元年 7月 1日（月）から令和元年 7月31日（水）までに次の(ア)  
又は(イ)の方法で入手してください。

(ア) 中部地方下水道協会のウェブサイトからダウンロード

<http://www.jswa-chubu.jp/>

（中部地方下水道協会→県下水道協会→愛知県下水道協会）

(イ) 郵送による配布

「返信用封筒」（サイズ：角 2（A 4）横 240mm×縦 332mm：  
定形外）を用意し、140円切手を貼り付けて「ウ 受付窓口」まで申  
込んで下さい。

イ 申込書の受付期間

令和元年 7月 1日（月）から令和元年 7月31日（水）までに「ウ 受  
付窓口」へ持参又は郵送（当日消印有効）してください。

ウ 受付窓口

郵便番号 453－0016

名古屋市中村区竹橋町35番22号

愛知県下水道協会 愛知県排水設備工事責任技術者試験等運営委員会  
事務局分室（名古屋上下水道総合サービス株式会社内）

電話（052）459－0357

F A X（052）451－3961

(6) 受験手数料

7,000円

## 2 愛知県排水設備工事責任技術者更新講習

(1) 更新講習の日時及び場所

実施機関が指定することとし、次のアからウまでのいずれかの日及び場  
所において、午前の部（午前10時30分から正午まで）又は午後の部（午後  
2時から午後 3時30分まで）のいずれか一方の部を受講していただきます。

ア 令和元年10月 9日（水）

名古屋西文化小劇場

名古屋市西区花の木二丁目18番23号

イ 令和元年10月16日（水）

名古屋西文化小劇場

名古屋市西区花の木二丁目18番23号

ウ 令和元年10月24日（木）

岡崎市シビックセンター

愛知県岡崎市羽根町字貴登野15番地

(2) 更新講習の対象者

被登録資格の有効期限が、令和 2年 3月31日までの者

この講習を受講されない場合、被登録資格は失効します。

(3) 受講の申込み

ア 申込書の配布期間及び方法

令和元年 8月 1日（木）から令和元年 9月10日（火）までに次の(ア)

又は(イ)の方法で入手してください。

(ア) 中部地方下水道協会のウェブサイトからダウンロード

<http://www.jswa-chubu.jp/>

（中部地方下水道協会→県下水道協会→愛知県下水道協会）

(イ) 郵送による配布

「返信用封筒」（サイズ：角 2（A 4）横 240mm×縦 332mm：  
定形外）を用意し、140円切手を貼り付けて「ウ 受付窓口」まで申  
込んで下さい。

イ 申込書の受付期間

令和元年 8月 1日（木）から令和元年 9月10日（火）までに「ウ 受  
付窓口」へ持参又は郵送（当日消印有効）してください。

ウ 受付窓口

郵便番号 453－0016

名古屋市中村区竹橋町35番22号

愛知県下水道協会 愛知県排水設備工事責任技術者試験等運営委員会  
事務局分室（名古屋上下水道総合サービス株式会社内）

電話（052）459－0357

F A X（052）451－3961



(4) 受講手数料

4,500円

3 上記 1及び 2の実施機関及び問合せ先

愛知県下水道協会

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課